

第2部 中央果実協会の最近の動き

第1章 概要

1. 公益財団法人への移行

公益財団法人への移行手続については、平成23年9月1日に内閣府に対して公益財団法人移行認定の申請を行った。公益認定等委員会から平成24年1月16日付け認定の答申を受け、平成24年3月20日当協会理事長あてに内閣総理大臣から認定する旨の通知がなされた。

これを受け、平成24年4月1日に旧法人の解散と新法人の設立を同時に登記する手続を行い同日、公益財団法人への移行が完了した。

また、県基金協会においては、各都道府県の公益等認定委員会に対してそれぞれが申請を行い、平成25年10月1日熊本県果実生産出荷安定基金協会の一般社団法人への移行で28法人全ての移行が完了した。

2. 業務執行体制の見直し

(1) 役員体制の見直し

当協会の業務の動向や財務状況を踏まえ、平成26年度役員改選時から、それまで常勤役員4名、非常勤役員1名の計5名の執行部体制を、常勤役員2名、非常勤役員1名の計3名体制に改めた。

(改定前)

理事長（代表理事）（非常勤）
副理事長（代表理事）（常勤）
専務理事（業務執行理事）（常勤）
常務理事（業務執行理事）（常勤）
監事（常勤）

(改訂後)

理事長（代表理事）（非常勤）
副理事長（代表理事）（常勤）
専務理事（業務執行理事） → 廃止
常務理事（業務執行理事）（常勤）
監事（常勤） → 非常勤に変更

(2) 役員候補者の公募

公益財団法人移行後の役員就任については、内閣府から役員選任に係る透明性確保の要請があり、当協会は役員候補者の公募を実施することとした。

新たに役員公募規程及び公募役員候補者選定委員会設置運営要領を定め、平成26年度役員改選時から理事3名の候補者選定のための公募を実施した。続いて平成28年度役員改選時においても理事3名を公募し候補者を選定した。

(3) 定款の変更

当協会では、国が進める「総合的なTPP関連政策大綱」（平成27年11月25日TPP総合対策本部決定）に即し、国産農産物の競争力を強化し、需要フロンティアの開拓を図ることにより、攻めの農業を推進することとして、「外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業」を、国の平成27年度補正予算を得て実施することになった。

本事業は、国産青果物（国産の野菜及び果物）を事業対象とするが、協会の定款では事業対象に野菜が規定されていないため新たに定款に定め、事業を実施することとした。

この施策は、平成27年度補正予算及び平成28年度補正予算で財政措置が行われ、事業者が公募されたが、当協会はこれに応募し事業者に採択された。

事業採択に併せて、要員確保のために審議役1名を採用した。

3. 道県基金協会との関係

当協会が新法に基づく公益財団法人に移行する際、従前の道県基金協会監事としての監査業務を辞退した。平成25年度からこれに代わるものとして、果実等生産出荷安定実施要綱等に基づく助言・指導等の一環として、当協会の関係

者が道県基金協会に出向き、予算の執行状況を把握するとともに果樹対策事業の実施等について意見交換・情報交換を行うこととした。

概ね3年に1回程度の割合で全道県基金協会を一巡することを目標に実施している。

4. 果樹経営支援対策事業等の公募事業化

(1) 公募事業化

平成26年度農林水産省行政事業レビュー行動計画(平成26年4月8日農林水産省)を踏まえ、農林水産省行政事業レビュー公開プロセスが行われ、「果樹・茶支援対策事業のうち果樹対策」が対象事業とされた。

事業評価結果は、「事業全体の抜本的な改善」が必要とされ、この指摘の対応方針として、国は新たに、需給調整などを除く一部事業については、公募により事業実施主体を決定するスキームを構築することとした。

平成27年度から「果樹経営支援対策事業費」、「果樹未収益期間支援事業費」及び「果樹農業調査研究等事業費」が公募となり、当協会は、

これに応募し事業者に採択された。

平成28年度についても公募が実施され、当協会はこれに応募し事業者に採択された。

(2) 事業実施評価委員会の設置

公募事業の業務執行体制について、事業実施計画が的確に策定され、効果的、効率的に事業が実施されたか評価・点検し、次年度以降に反映させることを目的に、外部有識者をメンバーとする「果樹経営支援対策事業等事業実施評価委員会」を立ち上げた。

5. 職員給与及び役員報酬の年俸制移行

当協会は、平成22年4月1日から職員の給与を年俸制に移行した(平成22年度から果樹対策事業は従前の基金方式から単年度補助金予算で執行されることとなり、補助金で事務管理経費として認められた賃金を原資として職員給与を支給することとしたため)。また、役員の報酬については、平成26年6月20日から職員給与に合わせて支給方式を年俸制に移行した。

第2章 各 論

第1節 果実需給安定対策

1. 平成24年産の需給調整

(1) うんしゅうみかんの計画生産出荷対策

平成24年産うんしゅうみかんについては、農林水産省から平成24年6月6日に公表された「平成24年産うんしゅうみかん適正生産出荷見通し」の中で、需要量は96万トン程度と予想される一方、生産面ではうら年に当たるため、予想生産量91万トン、適正生産量91万トン、適正出荷量81万トン、用途別には生食用出荷量72万トン、加工原料用出荷量9万トン（うち果汁用6万5千トン、缶詰用2万5千トン）と見込まれた。

これに基づき、全国段階、府県段階、産地段階で生産出荷目標を策定した上で、

- (i) 生産対策として、果実の品質確保、生産量に対する出荷用果実の歩留まりの向上、極早生品種の需要に見合った生産、隔年結果の是正に向けた取組等
 - (ii) 出荷対策として、極早生品種から早生品種への切り替え、早生品種の1日当たり出荷量の平準化、出荷計画のずれ込みによる在庫量の急増を防ぐための果実の成熟状況等に応じた出荷計画の見直し、出荷品質基準の徹底、加工原料用果実についての長期取引契約による安定的な取引等、
- の計画的な生産出荷に向けた取組が推進された。

平成24年産のうんしゅうみかんはうら年であったが、収穫量は84万6,300トン、出荷量は75万7,300トンと、天候により果実肥大が抑制された前のうら年である22年産に比べ、各々、6万300トン、5万7,200トンの増となった。

極早生みかんについては、着果量が多く、梅雨明け後の干ばつにより小玉化が進み、更に減酸及び着色が順調で出荷が前進化したこと等により、出荷量は9月上旬から前年を上回り、卸

売価格は前年産を大きく下回った。このため、10月下旬に緊急需給調整特別対策事業が実施され、その後の卸売価格は平年並みまでに回復した。

早生みかんについては、11月出荷当初から出荷量が少なく、品質も食味が良く安定していたことから、卸売価格は平年に比べ高値で推移した。中生・普通みかんについても、降雨による収穫遅れもあり年内は高値で推移した。しかし、年明け以降、出荷量は前年を下回ったものの、越年した流通在庫が例年より多かったことから、1月中旬以降の卸売価格は平年を下回って推移した。

(2) りんごの計画生産出荷対策

平成24年産りんごについては、農林水産省から平成24年6月6日に公表された「平成24年産りんご適正生産出荷見通し」の中で、需要量は86万トン程度と予想される一方、生産面では大雪被害の影響により予想生産量は79万トン、適正生産量79万トン、適正出荷量70万トン、用途別には生食用出荷量59万トン、加工原料用出荷量11万トン（うち果汁用9万トン）と見込まれた。

これに基づき、全国段階、道県段階、産地段階で生産出荷目標を策定した上で、

- (i) 生産対策として、適正な着果量確保のための摘果等の推進、特に摘果作業の遅れによる着果過多が懸念される産地での仕上げ摘果・見直し摘果の着実な実施、雪害のあった産地での適正着果量の確保、
- (ii) 出荷対策として、出荷品質基準の徹底による高品質果実の出荷、果実の成熟状況に応じた出荷計画の適切な見直し等による需要と供給のマッチング、加工原料用果実の長期取引契約による安定的な取引等、

の計画的な生産出荷に向けた取組が推進された。

平成 24 年産のりんごは、年明け以降の低温の影響が懸念されたものの、開花時期はほぼ平年並みとなり、早生種については、夏季の高温少雨による着色の遅れ、小玉傾向により、出荷量は不作であった前年産を下回ったが、中・晩生種については、着果量、果実の肥大ともほぼ平年並みとなった。この結果、収穫量は 79 万 3,800 トン、出荷量は 70 万 8,400 トンと、花芽が不足し着花数が減少した前年産に比べ、各々、13 万 8,500 トン、12 万 6,400 トンの大幅な増となった。

卸売価格については、前年産の残量が極端に少ない中で早生種の出荷量が少なかったことから、10 月上旬までは高値傾向で推移したが、その後 11 月上旬までは早生種と中生種がまとまって出荷されたことから、平年をやや下回る価格となった。11 月中旬以降は晩生種のふじの出荷が本格化し、高値であった前年を下回るものの、平年並みの価格で推移した。

2. 平成 25 年産の需給調整

(1) うんしゅうみかんの計画生産出荷対策

平成 25 年産うんしゅうみかんについては、農林水産省から平成 25 年 5 月 31 日に公表された「平成 25 年産うんしゅうみかん適正生産出荷見通し」の中で、需要量は 96 万トン程度と予想される一方、生産面ではおもて年に当たるが、22 年夏季の猛暑による樹体への影響が残ったため、予想生産量 93 万トン、適正生産量 93 万トン、適正出荷量 83 万トン、用途別には生食用出荷量 73.5 万トン、加工原料用出荷量 9.5 万トン（うち果汁用 7 万トン、缶詰用 2.5 万トン）と見込まれた。

これに基づき、全国段階、府県段階、産地段階で生産出荷目標を策定した上で、

- (i) 生産対策として、適正着果対策の徹底、老木樹・極早生不良系統等を中心とした改植の推進、シートマルチ栽培等による品質向上対策の積極的な推進、仕上げ摘果・樹

上選果等の着実な実施、適切な結実管理による極小果の排除等

- (ii) 出荷対策として、極早生品種から早生品種への切り替え、早生品種の 1 日当たり出荷量の平準化、出荷計画のずれ込みによる在庫量の急増を防ぐための果実の成熟状況等に応じた出荷計画の見直し、出荷品質基準の徹底、加工原料用果実についての長期取引契約による安定的な取引等、

の計画的な生産出荷に向けた取組が推進された。

この結果、平成 25 年産のうんしゅうみかんはおもて年であったが、収穫量は 89 万 5,900 トン、出荷量は 80 万 4,400 トンで、前のおもて年である 23 年産に比べて、それぞれ 3 万 2,300 トン、2 万 4,200 トン減少した。

極早生みかんの出荷量は、夏季の高温少雨により小玉傾向となったこと等から、うら年であった前年並みとなり、卸売価格は 9 月は品質のばらつきなどにより平年より低めに推移したが、産地の切り替わりが進み、10 月は平年並みから平年を上回って推移した。

早生みかんの出荷量は、11 月上旬は着色の遅れ等により平年比 8 割程度にとどまったが、11 月中旬以降は平年並みの出荷量となり、食味も良いことから、卸売価格は引き続き平年に比べ高値で推移した。一方、12 月以降の流通在庫が多かったことから普通みかんの 1 月上中旬の出荷量は概ね平年並みであったものの、卸売価格は平年並みから平年を 1 割程度下回って推移していたが、1 月下旬以降在庫調整も進み、回復した。

(2) りんごの計画生産出荷対策

平成 25 年産りんごについては、農林水産省から平成 25 年 5 月 31 日に公表された「平成 25 年産りんご適正生産出荷見通し」の中で、需要量は 86 万トン程度と予想される一方、生産面では 2 年連続の大雪による枝折れの影響等により予想生産量は 80 万トン、適正生産量 80 万トン、適正出荷量 71.1 万トン、用途別には生食用出荷量 60.2 万トン、加工原料用出荷量 10.9 万トン

(うち果汁用10万トン)と見込まれた。

これに基づき、全国段階、道県段階、産地段階で生産出荷目標を策定した上で、

(i) 生産対策として、適正な着果量確保のための摘果等の推進、樹上選果による出荷品質基準の徹底と生産量の調整、品種更新計画の策定とそれに基づく産地指導、過熟果等の発生防止等のための適期収穫・選択収穫の実施、排水対策等によるつる割れ被害発生リスクの低減等、

(ii) 出荷対策として、出荷品質基準の徹底による高品質果実の出荷、果実の成熟状況に応じた出荷計画の適切な見直し等による需要と供給のマッチング、加工原料用果実の長期取引契約による安定的な取引等、の計画的な生産出荷に向けた取組が推進された。

平成25年産のりんごは、収穫量は74万1,700トン、出荷量は66万700トンで、開花の遅れにより果実の肥大が抑制されたことなどにより前年産に比べて、それぞれ5万2,100トン、4万7,700トン減少した。

卸売価格については、9月の早生種及び10月の中生種の出荷量がほぼ平年並みとなり、10月までの卸売価格はほぼ平年並みで推移した。その後、11月から晩生種の出荷が本格化した。果実の成熟の遅れや小玉傾向となったことから、出荷量が平年を1割程度下回り、卸売価格は平年を上回って推移した。

3. 平成26年産の需給調整

(1) うんしゅうみかんの計画生産出荷対策

平成26年産うんしゅうみかんについては、農林水産省から平成26年6月4日に公表された「平成26年産うんしゅうみかん適正生産出荷見通し」の中で、需要量は94万トン程度と予想される一方、生産面ではうら年に当たり、平成22年夏季の猛暑以降隔年結果の幅が小さくなっていることから、予想生産量89万トン、適正生産量89万トン、適正出荷量80万トン、用途別には生食用出荷量72万トン、加工原料用出

荷量8万トン(うち果汁用6万トン、缶詰用2万トン)と見込まれた。

これに基づき、全国段階、府県段階、産地段階で生産出荷目標を策定した上で、高品質果実の生産を重点に、

(i) 生産対策として、適正着果量確保のための摘果等作業の推進及び仕上げ摘果・樹上選果の徹底、果実の品質確保と生産量に対する出荷用果実の歩留まりの向上、極早生品種の需要に見合った生産の推進、隔年は正に向けたきめ細かい取組等、

(ii) 出荷対策として、極早生品種から早生品種への切り替え及び早生品種の1日当たり出荷量の平準化に留意した出荷計画の策定、出荷計画のずれ込みによる在庫量の急増を防ぐための果実の成熟状況等に応じた出荷計画の見直し、出荷品質基準の徹底、加工原料用果実についての長期取引契約による安定的な取引と出荷量の確保等、

の計画的な生産出荷に向けた取組が行われた。

平成26年産のうんしゅうみかんの収穫量は87万4,700トン、出荷量は78万2,000トンで、着果数が多く、果実の肥大もおおむね良好だったことから、前のうら年である平成24年産に比べてそれぞれ2万8,400トン、2万4,700トン増加した。

平成26年産うんしゅうみかんの価格動向をみると、極早生みかんが8月の天候不順で糖度が低めになったが、9月以降の気温低下で着色が進み、出荷が前進化した。10月に入り、主産地が変わるにつれて出荷量が増加し、10月中～下旬の卸売価格は、平年比約9割で推移した。このため、生産出荷団体は、10月30日、31日に極早生みかんの出荷停止を行った。しかし、11月から出荷が開始された早生みかんで出荷量が多く品質も良くなかったことから、その後の卸売価格も低迷したが、年末になって、品質が向上し、流通在庫も解消されたことから、卸売価格は平年並以上で推移した。2月下旬・3月上旬には平年を下回ったものの、3月中旬以降の卸売価格は出荷量が少なく、平年並に回復

した。

(2) りんごの計画生産出荷対策

平成 26 年産りんごについては、農林水産省から平成 26 年 6 月 4 日に公表された「平成 26 年産りんご適正生産出荷見通し」の中で、需要量は 83 万トン程度と予想される一方、生産面では一部産地での大雪の被害があったものの主産県では大きな被害がなく着花量も確保されているため、予想生産量は 80 万トン、適正生産量 80 万トン、適正出荷量 71.1 万トン、用途別には生食用出荷量 60.2 万トン、加工原料用出荷量 10.9 万トン（うち果汁用 10 万トン）と見込まれた。

これに基づき、全国段階、道県段階、産地段階で生産出荷目標を策定した上で、高品質果実の生産を重点に、

- (i) 生産対策として、適正な着果量確保のための摘果等の推進、摘果作業の遅れによる着果過多、果実の小玉化、着色、糖度への悪影響に対処した仕上げ摘果・見直し摘果の実施、雪害の被害産地での適正着果量の確保、高品質果実の生産等、
- (ii) 出荷対策として、果実の成熟状況に応じた出荷計画の適切な見直しと情報開示等による供給の増が見込まれる黄色系品種の需要と供給のマッチング、出荷品質基準の徹底による高品質果実の出荷、加工原料用果実の長期取引契約による安定的な取引等、の計画的な生産出荷に向けた取組が行われた。

平成 26 年産のりんごの収穫量は 81 万 6,300 トン、出荷量は 73 万 800 トンで、果実の肥大が良好だったこと等から、春先の低温の影響等により作柄が悪かった前年産に比べて、それぞれ 7 万 4,600 トン、7 万 100 トン増加した。

平成 26 年産のりんごの価格動向をみると、早生種は肥大・着色とも良好で、9 月の出荷量は平年を上回ったものの、卸売価格は、平年並みで推移した。10 月に入り、早生種の出荷が続くなかで中生種の出荷が始まり、10 月中旬の出荷量が平年を上回るとともに、卸売価格は平年より低い価格で推移した。10 月下旬以降は、中生

種中心の出荷となり、卸売価格は平年並み以上へ回復し、また、11 月からの晩生種の出荷以降も卸売価格は平年を上回って推移した。

4. 平成 27 年産の需給調整

(1) うんしゅうみかんの計画生産出荷対策

平成 27 年産うんしゅうみかんについては、農林水産省から平成 27 年 6 月 5 日に公表された「平成 27 年産うんしゅうみかん適正生産出荷見通し」の中で、需要量は 92 万トン程度と予想される一方、生産面ではおもて年に当たるが、隔年結果の幅が小さくなってきていることから、予想生産量 90 万トン、適正生産量 90 万トン、適正出荷量 81 万トン、用途別には生食用出荷量 72 万トン、加工原料用出荷量 9 万トン（うち果汁用 6.5 万トン、缶詰用 2.5 万トン）と見込まれた。

これに基づき、全国段階、府県段階、産地段階で生産出荷目標を策定した上で、高品質果実の生産を重点に、

- (i) 生産対策として、適正着果量確保のための摘果等作業の推進及び仕上げ摘果・樹上選果の徹底、果実の品質確保と生産量に対する出荷用果実の歩留まりの向上、極早生品種の需要に見合った生産の推進と適正な品種構成のための栽培管理計画の検討と推進、隔年是正に向けたきめ細かい取組等、
- (ii) 出荷対策として、極早生品種から早生品種への切り替え及び早生品種の 1 日当たり出荷量の平準化に留意した出荷計画の策定、出荷計画のずれ込みによる在庫量の急増を防ぐための果実の成熟状況等に応じた出荷計画の見直し、出荷品質基準の徹底、加工原料用果実についての長期取引契約による安定的な取引と出荷量の確保等、の計画的な生産出荷に向けた取組が行われた。

平成 27 年産のうんしゅうみかんの収穫量は 77 万 7,800 トン、出荷量は 68 万 3,900 トンで、着果数が少なかったことに加え、11 月から 12 月にかけての高温・多雨の影響により腐敗果が

発生したこと等から、前のおもて年である平成25年産に比べそれぞれ11万8,100トン、12万500トンそれぞれ減少した。

平成27年産うんしゅうみかんの価格動向をみると、極早生みかんについては9月からの低温により着色が良く、少雨の影響で糖度も高めだったこと、また産地の厳選出荷で品質が安定したこと、前進出荷の反動で終盤の数量も少なかったことから、好調に推移した。早生みかんについては、9月、10月と好天が続き、当初の出荷量は多かったものの、品質が高糖度で糖酸バランスも良く、また、極早生みかんから続く良食味に対する購買意欲も引き続き旺盛であったことから、平年をかなり上回った価格で推移した。11月に入ると気温が高めに推移し、周期的な降雨も加わって、浮皮果、腐敗果の発生がみられたため、出荷量は落ち込んだが価格は高値基調で推移した。

(2) りんごの計画生産出荷対策

平成27年産りんごについては、農林水産省から平成27年6月5日に公表された「平成27年産りんご適正生産出荷見通し」の中で、需要量は83万トン程度と予想される一方、生産面では一部産地での大雪の被害があったものの主産県では大きな被害がなく着花量も確保されているため、予想生産量は81万トン、適正生産量81万トン、適正出荷量72万トン、用途別には生食用出荷量62万トン、加工原料用出荷量10万トン（うち果汁用9万トン）と見込まれた。

これに基づき、全国段階、道県段階、産地段階で生産出荷目標を策定した上で、高品質果実の生産を重点に、

(ア) 生産対策として、適正な着果量確保のための摘果等の推進、摘果作業の遅れによる着果過多、果実の小玉化、着色、糖度への悪影響に対処した仕上げ摘果・見直し摘果の実施、雪害の被害産地での適正着果量の確保、高品質果実の生産等、

(イ) 出荷対策として、果実の成熟状況に応じた出荷計画の適切な見直しと情報開示等に

よる供給の増が見込まれる黄色系品種の需要と供給のマッチング、出荷品質基準の徹底による高品質果実の出荷、加工原料用果実の長期取引契約による安定的な取引等、の計画的な生産出荷に向けた取組が行われた。

平成27年産のりんごの収穫量は81万1,500トンで、前年産に比べ4,800トン減少し、出荷量は72万7,700トンで、前年産並みとなった。

平成27年産のりんごの価格動向をみると、早生種については、自然災害等の影響も少なく、肥大・着色とも良好で、糖度も高いなど品質も良く、9月の出荷量は多かったものの、卸売価格は平年を上回って推移した。中生種・晩生種についても、10月上旬の強風被害で傷果の発生があったものの、果実の糖度も高く、食味が優れていることから、卸売価格も平年並みから高めに推移した。

5. 平成28年産の需給調整

(1) うんしゅうみかんの計画生産出荷対策

平成28年産うんしゅうみかんについては、農林水産省から平成28年6月3日に公表された「平成28年産うんしゅうみかん適正生産出荷見通し」の中で、需要量は90万トン程度と予想される一方、生産面では、全国的に着花量が多いことから、予想生産量89万トン、適正生産量89万トン、適正出荷量80万トン、用途別には生食用出荷量71万トン、加工原料用出荷量9万トン（うち果汁用6.5万トン、缶詰用2.5万トン）と見込まれた。

これに基づき、全国段階、府県段階、産地段階で生産出荷目標を策定した上で、高品質果実の生産を重点に、

(i) 生産対策として、適正着果量確保のための摘果等作業の推進及び仕上げ摘果・樹上選果の着実な実施、果実の品質確保と生産量に対する出荷用果実の歩留まりの向上、極早生品種の需要に見合った生産の推進と適正な品種構成のための栽培管理計画の検討と推進、隔年結果の是正に向けたきめ細

かい取組等、
(ii) 出荷対策として、極早生品種から早生品種への切り替え及び早生品種の1日当たり出荷量の平準化に留意した出荷計画の策定、出荷計画のずれ込みによる在庫量の急増を防ぐための果実の成熟状況等に応じた出荷計画の見直しと情報開示、出荷品質基準の徹底、加工原料用果実についての長期取引契約による安定的な取引と出荷量の確保等、の計画的な生産出荷に向けた取組が行われた。

平成 28 年産のうんしゅうみかんの収穫量は 80 万 5,100 トン、出荷量は 71 万 7,500 トンで、腐敗果の発生等のため作柄が悪かった前年産に比べそれぞれ 2 万 7,300 トン、3 万 3,600 トン増加した。

平成 28 年産うんしゅうみかんの価格動向をみると、極早生みかん及び早生みかんは、夏季の少雨により小玉果傾向で、出荷数量は平年の 9 割程度となり、品質が良好であったため、価格は平年より 3 割程度高く推移した。普通みかんは果実肥大が回復し、1 月の価格は低下傾向となったものの、その後の貯蔵ものの品質は良く、価格は堅調に推移した。

(2) りんごの計画生産出荷対策

平成 28 年産りんごについては、農林水産省から平成 28 年 6 月 3 日に公表された「平成 28 年産りんご適正生産出荷見通し」の中で、需要量は 83 万トン程度と予想される一方、生産面では全国的に雪害等の被害もなく、着花量も確保さ

れているため、予想生産量は 81 万トン、適正生産量 81 万トン、適正出荷量 72.5 万トン、用途別には生食用出荷量 62.5 万トン、加工原料用出荷量 10 万トン（うち果汁用 9.5 万トン）と見込まれた。

これに基づき、全国段階、道県段階、産地段階で生産出荷目標を策定した上で、高品質果実の生産を重点に、

- (i) 生産対策として、適正な着果量確保のための摘果等の推進、摘果作業の遅れによる着果過多、果実の小玉化、着色、糖度への悪影響に対処した仕上げ摘果・見直し摘果の実施、高品質果実の生産等、
- (ii) 出荷対策として、果実の成熟状況に応じた出荷計画の適切な見直しと情報開示等による供給の増が見込まれる黄色系品種等の需要と供給のマッチング、出荷品質基準の徹底による高品質果実の出荷、加工原料用果実の長期取引契約による安定的な取引等、の計画的な生産出荷に向けた取組が行われた。

平成 28 年産りんごの収穫量は 76 万 5,000 トン、出荷量は 68 万 4,900 トンで、前年産に比べそれぞれ 4 万 6,500 トン、4 万 2,800 トン減少した。

平成 28 年産のりんごの価格動向をみると、夏季の少雨により小玉果傾向であるものの、他の果実が少ない影響もあり、年内の価格は平年より 1～2 割高く推移した。1 月以降は、それまでの高価格の反動や、小玉果の袋売り中心の動きもあり、価格は低下傾向となった。

第 2 節 果実計画生産推進事業

(1) 事業の実施経緯

昭和 50 年にうんしゅうみかんの需給の改善を図るため、摘果や計画的出荷の促進等を講じる果実生産出荷安定基金が設置され、うんしゅうみかん計画生産出荷促進事業が開始された。

その後、自由化関連対策の一環として、

平成元年度に中晩かんが、平成 7 年度にりんごが計画生産出荷促進事業の対象品目に加えられたが、平成 13 年度以降、中晩かんは対象品目から外れている。

平成 19 年度に計画生産出荷促進事業の取組の一つであった「計画的出荷の促進」が廃止されたことから、計画生産出荷促進

事業の名称が計画生産推進事業に改められた。

(2) 事業の概要

うんしゅうみかん及びりんご(指定果実)の需要に見合った計画的な生産出荷を促進するため、①計画的生産出荷の指導とともに、②生産量が需要量を大きく上回ることが見込まれる場合にうんしゅうみかんについて農林水産大臣が「生産出荷安定指針」を、りんごについて農林水産省生産局長が「生産出荷指導指針」を策定した場合に実施する特別摘果等による出荷量の調整(「計画的生産の促進」)を行うもので、これらを実施した生産者団体に都道府県法人に造成した交付準備金(果実計画生産推進資金)から補給金を交付する。

(3) 事業の実績

うんしゅうみかん及びりんごについて、「計画的生産出荷の指導」等を行うため、補給金の交付対象及びその限度を定めた業務実施方針を作成し、関係都道府県法人に通知した。

この実施方針と業務方法書に基づき、都道府県法人から事業内容、事業規模を記載した基本計画の提出があり、中央果実協会ではこの基本計画を審査・承認し、必要な交付準備金の造成に対して補助した。

① 平成24年度

うんしゅうみかんについては神奈川県ははじめ14県で、りんごについては青森県ははじめ2県で「計画的生産出荷の指導」事業が実施された。

なお、「計画的生産の促進」は、所要の要件に達せず行われなかった。(以下、平成28年度まで実施されなかった。)

② 平成25年度

うんしゅうみかんについては神奈川県ははじめ14県で、りんごについては青森県ははじめ2県で「計画的生産出荷の指導」事業が実施された。

③ 平成26年度

うんしゅうみかんについては神奈川県ははじめ13県で、りんごについては青森県ははじめ2県で「計画的生産出荷の指導」事業が実施された。

④ 平成27年度

うんしゅうみかんについては神奈川県ははじめ13県で、りんごについては青森県ははじめ2県で「計画的生産出荷の指導」事業が実施された。

⑤ 平成28年度

うんしゅうみかんについては神奈川県ははじめ13県で、りんごについては青森県ははじめ2県で「計画的生産出荷の指導」事業が実施された。

第3節 緊急需給調整特別対策事業

(1) 事業の実施経緯

平成7年度から、うんしゅうみかんの出荷が集中する特定時期において、生果の需給が大幅に緩和するおそれがあると判断された場合、緊急の措置として生食用の果実を果汁等

への加工仕向けに促進する果実緊急需給調整特別対策事業が開始された。

その後平成13年度から、指定果実について指針が策定された場合に、緊急的な市場隔離(生果を加工原料用に仕向け)を実施する特

別需給調整対策事業の一環として緊急市場隔離促進事業に引き継がれた。平成 19 年度からは、他の事業の再編とともに、緊急需給調整特別対策事業として項立てされた。

(2) 事業の概要

この事業は、計画的生産出荷への取組を的確に実施した上で、一時的な出荷の集中により、なお価格が低下した場合又は価格の低下が確実と見込まれる場合に、生食用果実を加工原料用に仕向けるのに必要な経費について、都道府県法人が指定法人（中央果実協会）からの補助を受けて指定果実出荷事業者に対して補給金を交付する事業である。

生産局長の承認を受けて全国果実生産出荷安定協議会（以下「全果協」という。）が作成する全国緊急需給調整事業実施方針に基づき、都道府県果実生産出荷安定協議会は、都道府県緊急需給調整事業実施方針を定める。指定果実出荷事業者は、産地緊急需給調整事業実施計画を作成し、都道府県法人の承認を受ける。都道府県法人は、承認しようとする場合は、知事と調整の上、指定法人（中央果実協会）と協議する。

この事業は、全果協が生産局長の承認を受けて発動する。

都道府県法人は、補給金の交付に充てるため、指定果実出荷事業者から負担金を納付させ、都道府県等からの助成金とあわせて緊急需給調整資金を造成する。指定法人（中央果実協会）は、補給金を交付するのに要する経費の一部を補助する。都道府県法人は、指定出荷事業者からの申請により補給金を交付する。

(3) 事業の実績

① 平成 24 年度

うんしゅうみかん生産県 11 県及びりん

ご生産県 2 県から、緊急需給調整実施計画の協議申請がなされ、指定果実出荷事業者が生食用果実を加工原料用に仕向けるための資金として、出荷事業者と都道府県等によって総額で 439,757 千円の緊急需給調整資金が造成された。

極早生みかんについては、着果量が多く、梅雨明け後の干ばつにより小玉化が進み、更に減酸及び着色が順調で出荷が前進化したこと等により、出荷量は 9 月上旬から前年を上回り、卸売価格は前年産を大きく下回った。このため、極早生みかんの価格低下を防止し、11 月から出荷が始まる早生みかんへの影響も防ぐ観点から、生食用果実の一部（約 3 千 t）を市場隔離（加工原料用に仕向け）することとし、10 月 20 日から 10 月 31 日までの販売分について、緊急需給調整特別対策事業が実施された。

早生みかんについては、11 月出荷当初から出荷量が少なく、品質も食味が良く安定していたことから、卸売価格は平年に比べ高値で推移した。中生・普通みかんについても、降雨による収穫遅れもあり年内は高値で推移した。しかし、年明け以降、出荷量は前年を下回ったものの、越年した流通在庫が例年より多かったことなどから、1 月中旬以降の卸売価格は平年を下回って推移した。

りんごについては、年明け以降の低温の影響が懸念されたものの、開花時期はほぼ平年並みとなり、早生種については、夏季の高温少雨による着色の遅れ、小玉傾向により、出荷量是不作であった前年産を下回ったが、中・晩生種については、着果量、果実の肥大ともほぼ平年並みとなった。

結果、平成 24 年度における事業の実施は実施総県数 10 県、補給金の対象数量は 2,342t、補給金額は 79,622 千円（うち中央

果実協会補助金 39,811 千円) であった。

② 平成 25 年度

うんしゅうみかん生産県 11 県及びりんご生産県 2 県から、緊急需給調整実施計画の協議申請がなされた。しかし、生理落果の発生等により生産量が当初予想を下回ったこともあり、各県が自主的に出荷安定に取り組んだ結果事業発動には至らず、事業は実施されなかった。

③ 平成 26 年度

うんしゅうみかん生産県 11 県及びりんご生産県 2 県から、緊急需給調整実施計画の協議申請がなされた。しかし、各県が自主的に出荷安定に取り組んだことなどによ

り、事業発動には至らず、事業は実施されなかった。

④ 平成 27 年度

うんしゅうみかん生産県 11 県及びりんご生産県 2 県から、緊急需給調整実施計画の協議申請がなされた。しかし想定される価格低下がなかったことから事業は実施されなかった。

⑤ 平成 28 年度

うんしゅうみかん生産県 11 県及びりんご生産県 2 県から、緊急需給調整実施計画の協議申請がなされた。しかし、発動基準に達する価格低下がなかったことから事業は実施されなかった。

第4節 果汁特別調整保管等対策事業

(1) 事業の実施経緯

昭和 47 年産うんしゅうみかんの大豊作を受けて、うんしゅうみかん加工品調整保管事業として市場隔離を目的にうんしゅうみかん果汁及び缶詰を対象に、金利、倉庫保管料を助成したのが始まりである。その後、特定果実に係る果実製品の果実製品調整保管事業として制度化され、また、それを補完する目的で、国産果実を原料として製造された果汁等を緊急的に市場隔離する場合において濃縮果汁製造等に要した資金に対応する金利及び倉庫保管料に要する経費に補助する果汁等特別調整保管事業が創設された。

平成 13 年度からは、特別需給調整対策事業の一つとして、指定果実について果樹農業振興特別措置法第 4 条の 3 に基づく生産出荷安定指針(うんしゅうみかん)又は生産局長が定める生産出荷指導指針(りんご)(以下、本節において両指針をあわせて「指針」という。)が策定された場合に、又は指定果実その他の果実について

災害等により傷果等生食用に適さない果実が大量発生した場合に、当該果実製品の調整保管を行う果汁等特別対策事業に再編された。平成 19 年度からは、他の事業の再編とともに、果樹対策事業の中で果汁特別調整保管等対策事業として名称変更され、実施されている。

(2) 事業の概要

指定果実について指針が策定された場合、又は指定果実その他の果実について災害等により傷果等生食用に適さない果実が大量発生した場合に、当該果実製品の調整保管又は当該果実の産地廃棄を行う事業である。

事業の実施者は、果実製品の調整保管については、果実出荷事業者と連携して事業が遂行できる果実加工業者とし、果実の産地廃棄については、指定果実出荷事業者とする。調整保管に係る補助対象経費は、果実製品の製造に要する資金に係る金利及び低温倉庫の保管料に要する経費で、補助率は、金利については定額、保管

料については2分の1以内である。産地廃棄に係る補助対象は、選果場から産業廃棄物等処理施設までの運搬及び廃棄処理に要する経費で、補助率は2分の1以内である。

(3) 事業の実績

平成27年10月の暴風により青森県において発生したりんごの傷果が大量に果汁用に仕向けられた。このため、搾汁業者が保有する過剰な在庫果汁の調整保管に対して支援を行い、果汁市場の需給安定とりんご農家の経営安定を図る

こととし、平成28年度果汁特別調整保管等対策事業が実施された。

事業内容は、平成27年産りんごを原料とした果汁であって、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの全期間を通して保管された濃縮果汁及びストレート果汁について、製造に要する資金に係る金利及び低温倉庫の保管料の支払いに要する経費に助成するものである。なお、補助金の支払いは、平成29年度に行った。

(29年度支出額 17,497千円)

第5節 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業

(1) 事業の経緯

果実は台風、雹害等の自然災害によって被害を受けやすく、被害を受けた果実が大量に発生した場合に、当該被害果実の有効利用等に関する対策を実施してきた。

傷害を受けた果実については、市場での販売価格が著しく低下することが見込まれるため、市場における良品果実の価格にも影響することが懸念される。また、傷害が著しい果実については、加工原料用に仕向けられることから、加工市場の需給バランスにも大きな影響を与えることが懸念される。このため、これら被害果実の有効利用を促進し、被害果実の適切な流通と消費拡大対策を行うことにより、農家の経営安定を図る対策が緊急に求められた。

平成20年には、春の降霜・降雹により、青森県のりんごを中心に生育中の果実に大きな被害が発生したため、平成20年度自然災害被害果実緊急対策事業を実施した。

また、平成21年産りんごについては、長野県で降雹・降霜の被害が、また青森県で肥大期の降雨等により大量のつる割れ果が発生し甚大な被害が生じたため、平成21年度自然災害被害果実緊急対策事業を実施した。

平成22年度から、それまで果樹対策事業に

おける特認事業として実施してきた本事業は、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業として実施している。

(2) 事業の概要

指定果実その他の果実について台風、降雹等の自然災害等により被害を受けた果実が大量発生した場合であって、生産局長が被害対象果実を定めた場合に、当該被害対象果実の加工利用促進及び区分流通又は被害対象果実及びその果実製品の利用促進を行う事業である。

事業の実施者は、被害対象果実を生産又は加工する生産出荷団体、果実加工業者その他生産局長が適当と認めた団体とする。事業の対象果実は、自然災害等による被害が当該果実の国内需給に与える影響等を勘案し生産局長が別途定めている。

事業の種類及び内容は以下のとおりであり、対象果実の特性等を勘案し、具体的な対象事業内容、対象経費及び補助率等をその都度生産局長が定めている。なお、②の対策は、①の対策と一体的に実施する場合のみ対象とする。

- ① 自然災害被害果実加工利用促進緊急対策
対象果実の有効利用の促進や区分流通の

実施、加工原料用果実の段階的出荷のため
の一時貯蔵の実施等に必要な経費を助成す
る。

② 自然災害被害果実消費拡大対策

対象果実及び対象果実を原料とした加工
製品の消費拡大に向けた取組に必要な経費
を助成する。

③ ①及び②の対策のほか、対象果実ごとに 必要と認められる対策

(3) 事業の実績

① 平成 25 年度

平成 25 年 4 月の降雹を伴う低温により、な
し及びりんごについて、開花期に凍霜害が発
生し、果実に傷害を受ける等の大きな被害が
発生した。このため、平成 25 年 7 月 3 日付け
で生産局長通知が発出され（10 月 18 日付け
で一部改正）、平成 25 年 4 月の降雹を伴う低
温により被害を受けたなし及びりんごを対象
として平成 25 年度自然災害被害果実加工利
用促進等対策事業を実施し、なしについては、
被害果実の消費拡大のための広報宣伝等を行
った栃木県及び長野県の生産出荷団体に対し、

りんごについては、被害果実の加工利用の促
進や消費拡大のための広報宣伝等を行った長
野県の生産出荷団体に対し、それぞれ助成を
行った。

(補助金額 5,544 千円)

② 平成 28 年度

平成 28 年 3 月の降雹により、和歌山県の
うめで果実肥大期に果皮に傷害を受ける等
の被害が発生した。このため、平成 28 年 5
月 16 日付けで生産局長通知が発出され、平
成 28 年 3 月の降雹により被害を受けたう
めを対象として平成 28 年度自然災害被害
果実加工利用促進等対策事業を実施し、被
害を受けたうめの下位等級品を安定的に搾
汁加工用に仕向けるための一時的な冷凍保
管を行った和歌山県の生産出荷団体に対し
助成を行った。

(補助金額 6,005 千円)

③ 平成 24 年度、26 年度及び 27 年度につ いては、本事業の対象となるような果実被害 がなかったため、本対策は実施しなかった。

第 6 節 果樹経営支援対策事業

(1) 事業の実施経緯

高齢化の進展や園地整備の遅れ等から生産
基盤の脆弱化が進んでいる果樹農業の継続・
発展を図るためには、消費者ニーズを踏まえ
た果実生産を推進するほか、産地ごとに特色
を持った取組が行われていることを踏まえ、
目指すべき産地の姿を明確にした上で、戦略
的な生産・販売を計画的に進め、競争力のあ
る産地を構築する必要がある。

このような課題に対応して、平成 17 年に策
定された果樹農業振興基本方針において、産

地ごとに具体的な目標とその実現のための戦
略を内容とする「果樹産地構造改革計画（産
地計画）」を産地自らが策定し、担い手とその
育成手法、園地基盤の整備、販売戦略等の取
組を定めることとした。また、それまでの果
樹経営安定対策については、適切な需給調整
対策の実施を前提に、平成 19 年度以降、産地
計画に即して行う取組に対する支援対策への
移行を目指すものとされた。

これらを受けて、平成 17 年度から各産地に
おいて産地計画の策定が進められ、平成 19

年度からは、産地計画に基づき構造改革を進める産地や担い手を積極的に支援するため、果樹経営安定対策を廃止し、新たに果樹経営支援対策事業を実施することとした。

事業の対象期間は、平成 19 年度から平成 22 年度までとされたが、平成 23 年度からは、本事業で実施する改植について、その未収益期間に要する経費を支援する果樹未収益期間支援事業が開始された。

これらの事業は、平成 26 年度で終期を迎えたが、この事業を通じて高品質な果実の安定的供給が可能な産地が育成されるなど成果を挙げており、生産現場からは果樹生産対策の基幹事業として、継続すべきとの強い要望があり、平成 27 年度以降も引き続き実施されることとされた。同時に、運用の見直しにより、①りんご以外の主要落葉果実等の改植支援の定額化、②同一品種の優良系統への改植の支援、③規模拡大を志向する新品種の新植支援等が新たに実施されることとなった。

果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援事業を含む農林水産省の果樹対策は、平成 28 年度から、これまでの「果実等生産出荷安定対策」から「果樹農業好循環形成総合対策」に再編され、①改植単価の増額、②需要の見込まれる品種等の新植支援、③農地中間管理機構を活用した改植の推進等が拡充された。

このうち改植単価の増額については、かんきつ類の果樹からの改植が 10 a 当たり 22 万円から 23 万円に、かんきつ類以外から主要果樹への改植が同 16 万円から 17 万円に、りんごのわい化栽培、なしのジョイント栽培への改植が同 32 万円から 33 万円になった。また、10 a 当たり 33 万円の改植単価の支援対象として、かきのジョイント栽培及びぶどう（加工用）の垣根栽培が追加された。

（2）事業の概要

本事業は、産地計画で位置づけられた全ての振興品目・品種を対象として、産地や産地の担い手が目標の実現のために行う取組を支援するものであり、担い手の生産基盤を改善するためのハード事業である整備事業と、産地の生産構造を改革するためのソフト事業である推進事業からなっている。

① 整備事業

産地計画に位置付けられた担い手を支援対象者とし、産地の構造改革のためのメニューとして、優良品目・品種への転換を中心に、生産性の向上・コスト低減、規模拡大等を図るための小規模基盤整備等を推進した。

具体的な事業メニューは、

- a 優良品目・品種への転換（改植及び高接）、
- b 小規模基盤整備（園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良、排水路の整備）、c 廃園、
- d 用水・かん水施設の整備である。

（補助率：定額、定率（1/2 以内））

このほか、当協会特認事業として、園内道の代替施設としてのモノレールの整備、担い手が廃園事業の面積の範囲内で他の農地へ行う優良果樹の植栽（特認植栽）、防霜設備、防風設備の整備及び新植について助成を行った。

（補助率：定率（1/2 以内））

なお、従来の園地整備事業がある程度広い受益面積を要件としているのに対し、本事業では、改植等の事業実施により一定期間の収入減や園地の権利調整の問題等が生じやすいこと等から、面積要件を優良品目・品種への改植、特認植栽、新植、土壌土層改良等で 2 a 以上、その他メニューで 10 a 以上と比較的小規模としている。

また、担い手への園地の集積を推進するため、産地計画に参画する担い手以外の生産者でも、1 年以内に担い手に集積する場合は事業が実施できることとした。

廃園事業については、廃園等の実施面積と同等以上の果樹園が、事業実施翌年度までに担い手に集積されることを要件とした。

また、平成28年度からは、支援対象者として農地中間管理機構が整備事業を実施できることとした。

事業実施期間については、改植時期が主に2～4月に集中する等の果樹独自の生理的特性等を踏まえて、事業の実施は、計画承認年度に限らず次年度まで可能とした。

② 推進事業

生産者団体等を支援対象者とし、a 担い手に雇用労働力を的確に供給するための「労働力調整システムの構築」、b 園地情報を的確に把握し担い手の園地集積を支援するための「担い手支援・園地情報システムの構築」、c 購入した苗等を一定期間育成するための「大苗育苗ほの設置」、d 果実の高品質化や生産性の向上を達成するための「新技術等の導入・普及支援」、e 今後振興すべき品目又は品種のブランド化等を進めるための「販路開拓・ブランド化の推進強化」、f 「輸出用果実の生産・流通体系の実証」を対象に支援した。

(補助率：定率(1/2以内))

③ 推進事務費

本事業の円滑な推進を図るため、道県基金協会及び産地協議会の推進事務費について、平成23年度から助成を行っている。

(補助率：定額)

(3) 事業の実績

① 平成24年度の実績

平成24年度の事業実施計画の公募は、年2回(応募締切は4月末、10月末)とした。

果樹経営支援対策事業の補助金の計画承認額は、平成23年度に比べ1%増の26億61百万円(整備事業25億61百万円(1%増)、

推進事業50百万円(8%増)、推進事務費51百万円(6%減))となった。

このうち整備事業について事業内容別に見ると、改植がやや増加した一方、その他の整備事業はわずかに減少した。

補助金総額を道府県別に見ると、青森県が最も多く、次いで和歌山県、熊本県の順であった。

(24年度計画承認補助金額2,661百万円)

(24年度支出額2,236百万円)

② 平成25年度の実績

平成25年度の事業実施計画の公募は、年3回(応募締切は4月末、10月末及び12月末)とし、このほか平成25年度より自然災害に関連するもの等については、随時申請を受け付けることとした。

果樹経営支援対策事業の補助金の計画承認額は、平成24年度に比べ18%増の31億29百万円(整備事業30億30百万円(18%増)推進事業46百万円(8%減)、推進事務費52百万円(2%増))となった。

整備事業について事業内容別に見ると、改植がほぼ横ばいであったのに対し、用水・かん水施設の整備、防霜施設の整備が大きく増加した。これは、春先の霜害や夏季の干ばつに対処して施設整備が進められたためと考えられる。

補助金総額を道府県別に見ると、和歌山県と青森県が多く、次いで、熊本県、愛媛県の順であった。

(25年度計画承認補助金額3,129百万円)

(25年度支出額2,573百万円)

③ 平成26年度の実績

平成26年度の事業実施計画の公募は、年3回(応募締切は4月末、9月末及び12月中旬)とした。

果樹経営支援対策事業の補助金の計画承認額は、平成25年度に比べ3%増の32億8百

万円（整備事業 30 億 91 百万円（2%増）、推進事業 59 百万円（29%増）、推進事務費 57 百万円（10%増））となった。

整備事業について事業内容別に見ると、改植がほぼ横ばいであったのに対し、園内管理軌道施設（モノレール）の整備が大きく増加した。一方、25 年度は自然災害（霜害、干ばつ）への対応により事業量が多かった防霜施設、用水・かん水施設の整備が減少した。

補助金総額を道府県別に見ると、和歌山県が最も多く、次いで青森県、愛媛県の順であった。

（26 年度計画承認補助金額 3,208 百万円）

（26 年度支出額 2,545 百万円）

④ 平成 27 年度の実績

平成 27 年度の事業実施計画の公募は、年 3 回（応募締切は 4 月末、9 月末及び 12 月中旬）とした。

果樹経営支援対策事業の補助金の計画承認額は、農林水産省の果樹対策の切り替え年度に当たったこと等から、平成 26 年度に比べ 7%減の 29 億 76 百万円（整備事業 28 億 50 百万円（8%減）、推進事業 66 百万円（11%増）、推進事務費 61 百万円（6%増））となった。

整備事業について事業内容別に見ると、改植のほか、平成 26 年度に計画承認額が大きかった園内管理軌道施設（モノレール）の整備が大きく減少した。また、平成 27 年度に新設された新植は、りんご、その他かんきつ、ぶどう等を対象に実施された。

整備事業のうち改植について品目別にみると、りんご、うんしゅうみかんが大きく減少した一方、改植単価が定額化されたくり、うめ、もも等が増加した。

補助金総額を道府県別にみると、和歌山県

が最も多く、次いで愛媛県、青森県の順であった。

（27 年度計画承認補助金額 2,976 百万円）

（27 年度支出額 2,368 百万円）

⑤ 平成 28 年度の実績

平成 28 年度の事業実施計画の公募は、年 3 回（応募締切は 4 月末、9 月末及び 12 月中旬）とした。

果樹経営支援対策事業の補助金の計画承認額は、平成 27 年度に比べ 17%増の 34 億 54 百万円（整備事業 33 億 5 百万円（16%増）、推進事業 85 百万円（29%増）、推進事務費 64 百万円（6%増））と予算額を大きく上回った。これは、平成 27 年度に減少した改植が単価の増額や定額化により増加したこと、新植の対象範囲が拡大したこと等による。

改植について品目別に見ると、平成 27 年度に減少したりんごが回復するとともに、平成 27 年度に単価が定額化されたぶどう、もも等が増加した。

整備事業補助金総額を道府県別にみると、和歌山県が最も多く、次いで愛媛県、青森県の順であった。また、島根県をはじめ道府県基金協会のない府県で増加したほか、従来取組のなかった富山県で事業が実施されるなど地域的な拡大がみられた。

本事業は事業計画の翌年度にわたっての支払が可能であるが、平成 28 年 1 月の寒波によるかんきつの苗木の供給の遅れ等から、平成 27 年度計画承認に係る補助金の執行が平成 28 年度にずれ込んだこと等により、計画承認の翌年度での支払が大幅に増加した。このため、予算と計画承認、支払いの額をバランスあるものに是正することが重要となっている。

（28 年度計画承認補助金額 3,454 百万円）

（28 年度支出額 3,128 百万円）

第7節 果樹未収益期間支援事業

(1) 事業の実施経緯

産地計画における振興品目・品種への転換は、果樹経営支援対策事業の中心的な対策であり、緊要な課題である。

しかしながら、果樹には定植後一定期間収益が見込めない期間（未収益期間）があり、近年の果樹の収益性の悪化や後継者の確保難等の影響もあって、振興品目・品種への改植が進まない状況にあった。このため果樹産地からは、未収益期間対策について強い要望もあり、平成22年策定の果樹農業振興基本方針においては、未収益期間の支援手法の方向性を検討すべきとの考え方が示された。

このような背景のもと、平成23年度から、未収益期間に要する経費の一部を支援する果樹未収益期間支援事業を実施している。

本事業の支援対象者は、果樹経営支援対策事業の同一の実施計画に記載された同一年度内に完了する改植の面積の合計が200㎡以上（平成28年度にそれまでの500㎡以上から緩和）の担い手である。

また、事業の趣旨から明らかに未収益期間が短い品目（パインアップル等）への改植は対象としていない。

なお、平成24年度からは東日本大震災生産対策交付金実施要綱等に定める果樹の改植に取り組んだ生産者を対象に加え実施すること

とした。

(2) 事業の概要

果樹経営支援対策事業で実施した改植（特認植栽、新植を含む。）を対象に、改植を行った翌年度からの幼木の育成経費相当について、4年間分を一括して支援するものである。平成28年度には、果樹経営支援対策事業の改植単価の改定と同時に助成額をそれまでの10a当たり年5万円の4年間分、計20万円から10a当たり5.5万円の4年間分、計22万円と引き上げた。

（補助率：定額）

(3) 事業の実績

各年度の計画承認補助金額及び支出額は以下のとおりである。

- | | |
|----------------|-----------|
| ① 24年度計画承認補助金額 | 1,704 百万円 |
| 24年度支出額 | 1,461 百万円 |
| ② 25年度計画承認補助金額 | 1,755 百万円 |
| 25年度支出額 | 1,666 百万円 |
| ③ 26年度計画承認補助金額 | 1,909 百万円 |
| 26年度支出額 | 1,632 百万円 |
| ④ 27年度計画承認補助金額 | 1,744 百万円 |
| 27年度支出額 | 1,600 百万円 |
| ⑤ 28年度計画承認補助金額 | 2,238 百万円 |
| 28年度支出額 | 2,085 百万円 |

第8節 国産果実需要適応型取引手法実証事業

(1) 事業の実施経緯

農業所得を確保するには、産地が取り組む生産・流通実態を踏まえ、取引業者との間で再生産価格を確保しうる合理的な価格形成が

行われるよう契約取引等の計画的な取引の導入が必要である。他方、近年の果実を取り巻く環境は、需要が生鮮から加工・業務用へシフトするとともに、流通ルートや販売形態が

多様化しており、産地自らがこれらに対応した取組を戦略的に進めることが重要である。そこで、消費者や実需者など川下の需要に即して果実を供給するとともに、多様な販売形態や流通経路に対応した計画的な取引手法を実証し、産地の取組を反映した価格形成が行われる体制の構築に向けて支援するため、平成 23 年度に引き続き本事業を実施した。

(2) 事業の概要

産地の取組を踏まえた取引先との合理的な価格形成が行われるよう、消費者・実需者の需要に応えた計画的な取引手法の実証を行う。具体的な事業内容は以下のとおりである。

ア 供給・販売計画の作成に必要な検討会の開催、需要調査、生産・流通コスト調査

イ 需要に即した果実の安定供給に向けた取組に必要な研修会の開催、展示ほの設置、栽培マニュアルの作成、産地指導

ウ 販売形態に適応した流通の効率化・低コスト化への取組に必要な出荷規格の簡素化、通い容器の借上使用、貯蔵による出荷時期の調節、ロットの拡大に向けた産地間の果実の運搬

エ 国産果実の需要拡大に向けた取組に必要な消費者等への理解醸成活動

オ 報告書の作成

(3) 事業の実績

平成 24 年度は、国産果実の需要に適応した契約取引等による計画的な取引手法の実証を行う 3 団体に対して補助した。

(補助金額 9,203 千円)

平成 25 年度は、国産果実の需要に適応した契約取引等による計画的な取引手法の実証を行う 4 団体に対して補助した。

(補助金額 13,984 千円)

平成 26 年度は、国産果実の需要に適応した契約取引等による計画的な取引手法の実証を行う 6 団体に対して補助した。

(補助金額 15,915 千円)

平成 27 年度は、国産果実の需要に適応した契約取引等による計画的な取引手法の実証を行う 6 団体に対して補助した。

(補助金額 25,065 千円)

平成 28 年度は、加工原料安定供給連携体制構築事業のうちの国産果実需要適応型取引手法実証の取組として実施した。(第 9 節 5 参照)

第 9 節 果実加工需要対応産地育成事業 (果実加工需要対応産地強化事業)

1. 新需要開発型(加工専用果実生産支援事業)

(1) 事業の実施経緯

平成 22 年度までの果実契約取引等推進事業の「加工・業務用果実需要対応産地育成事業」を組み替えて、平成 23 年度から新たに「果実加工需要対応産地育成事業(新需要開発型)」としてスタートし、

26 年度まで実施した。

平成 27 年度から事業を組み替えて新たに「果実加工需要対応産地育成事業(加工専用果実生産支援事業)」としてスタートした。

平成 28 年度からは事業を組み替えて「果実加工需要対応産地強化事業(加工専用果実生産支援事業)」として実施している。

(2) 事業の概要

国産果実を原料とした加工品について、新たな加工・業務用需要への対応を図るため、

- ① 消費者等のニーズをとらえた果実加工品の試作、当該加工品の原料価格を想定した低コスト・省力化栽培技術の実証等（各都道府県等）
- ② 事業の成果の報告会及び加工・業務用需要に対応する産地育成のための交流会の開催等（当協会）を行う。

(3) 事業の実績

(平成 24 年度)

13 事業者を採択・補助し、当協会の成果報告会等を含めて、事業費総額は 21,100 千円であった。

(平成 25 年度)

14 事業者を採択・補助し、当協会の成果報告会等を含めて、事業費総額は 22,271 千円であった。

(平成 26 年度)

12 事業者を採択・補助し、当協会の成果報告会等を含めて、事業費総額は 32,087 千円であった。

(平成 27 年度)

7 事業者を採択・補助し、当協会の成果報告会等を含めて、事業費総額は 11,330 千円であった。

(平成 28 年度)

5 事業者を採択・補助し、当協会の成果報告会等を含めて、事業費総額は 9,287 千円であった。

2. 加工原料用果実価格安定型

(1) 事業の実施経緯

この事業は、当協会の設立の基となった事業である。昭和 47 年に当協会は(財)中央加工原料用果実価格安定基金協会として設立され、本事業を担うこととなった。当時は、果樹部門については、果汁や缶詰など加工需要の増大とともに、過剰時の需給調整機能が期待され、昭和 45 年から国の補助事業として主産県に大型の果汁工場が設置された。この原料取引の安定を図るため、昭和 47 年 8 月に加工原料用果実価格安定制度が創設され、同年 9 月にその実施団体として当協会が発足した。

対象果実は、最盛期には、果汁用うんしゅうみかん、缶詰用うんしゅうみかん、果汁用なつみかん、果汁用はっさく、果汁用いよかん、加工用パインアップル、果汁用りんご、果汁用もも、缶詰用ももであったが、平成 13 年度に、うんしゅうみかん及びりんごの生食用果実を対象とした価格下落時の補てん措置がとられることとなり、これら果実は本事業の対象から外された。

平成 23 年度までは、加工原料用果実価格安定対策事業として独立していたが、平成 24 年度からは果実加工需要対応産地育成事業に組み入れられ、この時に、同事業にあった加工用園地特定型（加工用園地で栽培、販売された加工原料用果実を対象とした価格安定制度）を合わせて、加工原料用果実価格安定型となった。

その後、高品質な加工原料用果実の安定供給による農家手取りの確保等が重視されるようになり、裾ものとして低価格で扱われる一般の加工原料用果実を対象とした本

事業は、平成 26 年度までで終了となった（補助金の支出は平成 27 年度まで）。

（２）事業の概要

本事業は、果実の加工需要の拡大を図るためには、加工原料用果実の流通の不安定性、とりわけ取引価格の大幅な変動を改善することが必要であることにかんがみ、契約に基づく安定的な取引を推進することとし、同契約に基づき加工原料用果実を安定的に供給する生産者に対し、当該果実の価格が低下した場合に、都道府県法人が生産者補給金を交付する事業である。

この事業を実施しようとする都道府県法人は、加工原料用果実価格安定対策基本計画を作成し、知事と調整の上、指定法人（中央果実協会）の承認を受ける。

契約会員（都道府県法人と契約した生産者補給金を交付する生産出荷団体）と果実加工業者の間で契約期間、取引数量、価格決定方式等を定めた加工原料用果実長期取引契約を締結する。

都道府県法人は、生産者補給金の交付に充てるため、会員から負担金を納付させ、都道府県等からの補助金と併せて加工原料用果実価格安定対策資金を造成する。指定法人は、同資金の造成について補助金を交付する。

都道府県法人は、一の業務対象年間（２年間）の開始前に、知事と調整の上、対象果実について、その価格を平均取引価格が下回った場合に一定の生産者補給金を交付するための基準となる価格（保証基準価格）及びその価格を平均取引価格が下回った場合に平均取引価格とみなす価格（最低基準価格）を定める。

都道府県法人は、業務対象期間終了後、契約会員からの報告に基づき平均取引価格を算定し、平均取引価格が保証基準価格を下回った場合には、保証基準価格と平均取引価格の差額の 9 割に相当する額に対象数量を乗じた額を生産者交付金として交付する。

（３）事業の実績

① 平成 24 年度

ア 平成 24・25 年産に係る交付準備金の造成に対する補助

平成 24・25 年産を業務対象年間とする交付準備金の造成計画に基づき必要な資金を 2 カ年分一括して関係する都道府県法人に交付した。

（補助金額 55,596 千円）

イ 平成 23 年産に係る生産者補給金の交付状況

平成 24 年度においては、23 年産加工原料用果実について補給金が交付されたが、（i）果汁用なつみかんでは和歌山県で（資金造成が行われた県は 2 県）、（ii）果汁用はっさくでは和歌山、愛媛県で（同 2 県）、（iii）果汁用いよかんでは愛媛県（同 1 県）で、（iv）果汁用ももでは山梨、長野、和歌山県で（同 5 県）、（v）加工用パインアップルでは沖縄県（同 1 県）で補給金が交付された。（vi）缶詰用ももでは 3 県で資金造成されたが、いずれも平均取引価格が保証基準価格を上回ったため補給金は交付されなかった。

② 平成 25 年度

ア 平成 25・26 年産に係る交付準備金の造成に対する補助

平成 25・26 年産を業務対象年間とする加工用園地生産果実の取組が行われ、高知県のゆずについて必要な資金を 2 カ年分一括して交付した。

(補助金額 28,406 千円)

イ 平成 24 年産に係る生産者補給金の交付状況

平成 24 年産加工原料用果実については、(i) 果汁用なつみかんでは和歌山県で(資金造成が行われた県は 2 県)、(ii) 果汁用はっさくでは和歌山県で(同 1 県)、(iii) 果汁用いよかんでは愛媛県で(同 1 県)、(iv) 果汁用ももでは山形、山梨、長野、和歌山県で(同 5 県)、(v) 加工用パインアップルでは沖縄県で(同 1 県)、補給金が交付された。(vi) 缶詰用ももでは 3 県で資金造成されたが、いずれも平均取引価格が保証基準価格を上回ったため補給金は交付されなかった。

③ 平成 26 年度

ア 平成 26・27 年産に係る交付準備金の造成に対する補助

平成 26・27 年産を業務対象年間とする交付準備金の造成計画に基づき必要な資金を 2 カ年分一括して関係する都道府県法人に交付した。

また、加工用園地生産果実のゆずについて、2 年目の追加造成に対し交付した。

(補助金額 52,199 千円)

イ 平成 25 年産に係る生産者補給金の交付状況

平成 25 年産加工原料用果実については、(i) 果汁用なつみかんでは和歌山県で(資金造成が行われた県は 2 県)、

(ii) 果汁用はっさくでは和歌山県で(同 1 県)、(iii) 果汁用いよかんでは愛媛県で(同 1 県)、(iv) 果汁用ももでは山形、山梨、長野、和歌山県で(同 5 県)、(v) 加工用パインアップルでは沖縄県で(同 1 県)、補給金が交付された。(vi) 缶詰用ももでは 3 県で資金造成されたが、いずれも平均取引価格が保証基準価格を上回ったため補給金は交付されなかった。

また、加工用園地生産果実のゆずについては、高知県内の 3 農協で補給金が交付された(資金造成を行った農協は 5 農協)。

④ 平成 27 年度

ア 平成 26 年産に係る生産者補給金の交付状況

平成 26 年産加工原料用果実については、(i) 果汁用なつみかんでは和歌山県で(資金造成が行われた県は 2 県)、(ii) 果汁用はっさくでは和歌山県で(同 1 県)、(iii) 果汁用いよかんでは愛媛県(同 1 県)で、(iv) 果汁用ももでは山形、山梨、長野、和歌山県で(同 5 県)補給金が交付された。(v) 加工用パインアップルでは 1 県で資金造成されたが補給金は交付されなかった。(vi) 缶詰用ももでは 3 県で資金造成されたが、いずれも保証基準価格を大幅に上回ったため補給金は交付されなかった。

また、加工用園地生産果実のゆずについては、高知県内の 2 農協で補給金が交付された(資金造成を行った農協は 5 農協)。

⑤ 平成 28 年度

ア 平成 27 年産に係る生産者補給金の交付状況

平成 27 年産加工原料用果実については、(i) 果汁用なつみかんでは和歌山県で(資金造成が行われた県は 2 県)、(ii) 果汁用はっさくでは和歌山県で(同 1 県)、(iii) 果汁用いよかんでは愛媛県(同 1 県)で、(iv) 果汁用ももでは山形、山梨、長野、和歌山県で(同 5 県) 補給金が交付された。(v) 加工用パインアップルでは 1 県で資金造成されたが補給金は交付されなかった。(vi) 缶詰用ももでは 3 県で資金造成されたが、いずれも平均取引価格が保証基準価格を上回ったため補給金は交付されなかった。

3. 果汁競争力強化型(国産果汁競争力強化事業)(国産果実競争力強化事業)

(1) 事業の実施経緯

平成 16 年の日墨経済協定の合意を踏まえ、国産かんきつ果汁製造業等の競争力強化を図るため、平成 17 年度から新たに果汁工場の再編を行う国産果汁競争力強化事業を実施している。

また、平成 23 年度からは、工場再編のための部門別経営分析及び需要調査をメニューに加え、更に平成 27 年度から、かんきつのみならず全ての国産果実を対象に高品質果汁等製造設備の導入、新製品・新技術の開発等への助成を行うこととした。

(2) 事業の概要

国産かんきつ果汁製造業の競争力強化を

図るため、国際環境の変化を受け輸入オレンジ果汁と競合するかんきつ果汁を対象に、部門別経営分析及び需要調査並びに過剰な搾汁設備の廃棄を実施するとともに、全ての国産果実を対象として高品質果汁製造設備等の導入、新製品・新技術の開発促進等を推進する。

(3) 事業の実績

① 平成 24 年度

J A さがの全額出資子会社である株式会社ジェイエイビバレッジ佐賀が、同社の小城工場で行っていたみかんの搾汁を、全農長崎県本部大村果汁工場に委託することで、経営合理化を図ることとし、このことに伴う小城工場の廃棄に必要な経費について補助した。

(補助金額：29,928 千円)

② 平成 25 年度

J A 広島果実連の子会社である株式会社ヒロシマ・コープが、不採算部門の改廃、縮小、新事業の導入等の評価のために必要な部門別経営分析システムの確立のための経費について補助した。

(補助金額：16,795 千円)

平成 26～28 年度については、いずれも事業要望がなく、事業は実施されなかった。

4. 品質向上・産地安定出荷型(加工専用果実流通体制確立支援事業)

(1) 品質向上型

① 事業の実施経緯

果実の総需要量が横ばいで推移する中で、加工品需要は増加し、食の多様化等の強まりがみられており、このようなニーズに対

応して生果実の販売価格に近い価格帯での取引が期待される商品の開発・供給等が重要な課題となっている。

こうした商品向けに付加価値の高い原料果実を確保するため、品質、品種等により価格差を設けて高品質果実の価格を引き上げる取組を支援することとし、平成23年度から平成26年度まで、果実加工需要対応産地育成事業の中に品質向上型を設け、実施した。

② 事業の概要

長期取引契約に基づき出荷される原料果実について、品種、品質等に基づく取引を新たに導入し、又は現在の品種、品質等に基づく取引において、特定の区分を1円/kg以上取引価格を引き上げた場合に、当該区分及び当該区分以上の取引価格の区分(上位等級品)について、1年目に3円/kg(2年目は2円/kg、3年目は1円/kg)の支援単価で、生産者へ出荷奨励金等を交付する果実加工業者等に対して助成を行った。

なお、品質取引により2～5年間で上位等級品の価格を段階的に引き上げる引上計画を定めた場合には、上位等級品の当該年産価格と計画最終年産価格との差額を補助した。

③ 事業の実績

ア 平成24年度

全農岩手、静岡経済連等10団体
(支出額 75,727千円)

イ 平成25年度

全農岩手、静岡経済連等12団体
(支出額 70,655千円)

ウ 平成26年度

全農岩手、静岡経済連等12団体
(支出額 70,448千円)

エ 平成27年度

全農岩手、静岡経済連等13団体
(支出額 17,035千円)

(2) 産地安定出荷型

① 事業の実施経緯

国産果実加工品の需要を拡大していくためには、加工原料の安定的な供給が重要である。

生産者団体と加工業者との長期取引契約を推進する中で、生食用主体の産地において、加工原料を安定的に出荷するため、生食用から加工用へ一定額を拠出する仕組みを構築しようとする取組について支援することとし、平成23年度から平成26年度まで、果実加工需要対応産地育成事業の中に産地安定出荷型を設け、実施した。

② 事業の概要

加工原料用果実を長期取引契約に基づき安定的に出荷するため、加工原料用果実の価格に充てることを目的に、生食用果実からその出荷数量に応じた金銭を拠出する出荷安定システムを構築しようとする生産出荷団体に対し、加工原料用果実生産者へ出荷促進費等を交付する経費を助成する。

なお、事業採択には、長期取引契約の締結、2年以上4年以内の間で加工原料用果実の価格に充てるための生食用からの拠出の取決めがあること、同期間中に長期取引契約数量等が同一か拡大すること等の要件がある。

(補助率：初年度は生食用からの拠出額の1/2以内、2年目以降は段階的に削減される。但し、各年において、長期契約数量×10円/kgを上限とする。)

③ 事業の実績

ア 平成 24 年度

全農えひめ、熊本市農協等 6 団体
(支出額 60,408 千円)

イ 平成 25 年度

全農えひめ、熊本市農協等 5 団体
(支出額 30,925 千円)

ウ 平成 26 年度

熊本市農協等 5 団体
(支出額 25,000 千円)

エ 平成 27 年度

熊本市農協等 5 団体
(支出額 10,000 千円)

(3) 加工専用果実流通体制確立支援事業

① 事業の実施経緯

付加価値の高い原料果実を確保するため、(1)の品質向上型により、高品質果実の価格を引き上げる取組について、出荷奨励金等を交付していたが、平成 27 年度からは新たに、高品質加工原料の供給が安定するまでの間、その選別・出荷に必要な掛り増し経費について支援を行うこととした。

なお、28 年度からは、加工原料安定供給連携体制構築事業に組み替えられた。

② 事業の概要

長期取引契約に基づき出荷される原料果実について、品種、品質等に基づく上位等級品の取引を新たに導入し、その取引価格の引上げに係る目標単価を設定した場合に、30 円/kg 又は現在の単価と上位等級品の目標単価との差額を上限として、上位等級品の選別・出荷に伴う掛り増し経費等について、生産出荷団体、加工・流通業者等で構成する協議会に対して助成を行った。

③ 事業の実績

ア 平成 27 年度

(缶詰用パインアップル)

沖縄県農業協同組合、沖縄総合農産加工株式会社等による協議会

(支出額 30,150 千円)

5. 加工原料安定供給連携体制構築事業

(1) 事業の実施経緯

農業所得を確保するには、産地が取り組む生産・流通実態を踏まえ、取引業者との間で再生産価格を確保しうる合理的な価格形成が行われるよう契約取引等の計画的な取引の導入が必要である。他方、近年の果実を取り巻く環境は、需要が生鮮から加工・業務用へシフトするとともに、流通ルートや販売形態が多様化しており、産地自らがこれらに対応した取組を戦略的に進めることが重要である。

また、裾ものとして低価格で扱われる加工用果実であっても、ストレート果汁向けなど、高品質な原料を安定的に供給するための流通体制、低コスト省力栽培技術が定着すれば、農家所得の確保が可能となる。更に、これらの品質を一定に保ち安定生産を行うため、作柄安定技術の導入が重要である。

そこで、多様な販売形態や流通経路に対応した計画的な取引手法を実証し、産地の取組を反映した価格形成が行われる体制の構築に向けて引き続き支援するとともに、平成 27 年度に加工専用果実流通体制確立支援事業として開始した高品質加工原料の選別・出荷に必要な掛り増し経費についての支援を引き続き実施する。また平成 28 年度から、作柄安定技術の導入を行う農家

に対し支援を行うこととした。

(2) 事業の概要

産地の取組を踏まえた取引先との合理的な価格形成が行われるよう、消費者・実需者の需要に応えた計画的な取引手法の実証を行うとともに、高品質な加工原料用果実を安定的に供給するための流通体制、低コスト省力栽培技術の定着に資するよう、高品質加工原料の選別・出荷、作柄安定技術の導入について支援を行う。

具体的な事業内容は以下のとおりである。

① 国産果実需要適応型取引手法実証の

取組

ア 供給・販売計画の作成に必要な検討会の開催、需要調査、生産・流通コスト調査

イ 需要に即した果実の安定供給に向けた取組に必要な研修会の開催、展示場の設置、栽培マニュアルの作成、産地指導

ウ 販売形態に適応した流通の効率化・低コスト化・多様化への取組に必要な出荷規格の簡素化、通い容器の借上使用、貯蔵による出荷時期の調節、ロットの拡大に向けた産地間の果実の運搬、多様な販売形態や流通経路に対応した果実の調製、流通先に応じた出荷規格の設計等

エ 国産果実の需要拡大に向けた取組に必要な消費者等への理解醸成活動

オ 報告書の作成

② 加工原料用果実の選別、出荷の取組

品種、糖度等の品質若しくは大きさ等に基づく取引を新たに導入し、その選別・出荷等に必要な経費を含めた取引価格の引上

目標を定めた場合に、高品質加工原料の供給が安定し、最終目標価格に達するまでの間、選別・出荷等に必要な経費の一部を助成する。

③ 作柄安定技術等の導入の取組

加工用果実を対象に、以下の取組を2つ以上産地において実施する場合に助成する。

ア 病害虫被害回避技術の導入に要する経費

イ 地温・土壌水分調整、風害防止技術の導入に要する経費

ウ 土壌改良・園地改良技術の導入に要する経費

エ 生産コスト低減技術に要する経費 等

(3) 事業の実績

① 国産果実需要適応型取引手法実証の取組

平成28年度は、国産果実の需要に適応した契約取引等による計画的な取引手法の実証を行う7団体に対して補助した。

(補助金額 23,364千円)

② 加工原料用果実の選別、出荷の取組

平成28年度は、缶詰用パインアップルを対象とした沖縄県農業協同組合、沖縄総合農産加工株式会社等による協議会に対して補助した。

なお、果汁用うんしゅうみかんを対象に、全農愛媛県本部、えひめ飲料株式会社等による協議会の取組が行われたが、補助金の支出は29年度の予定である。

(補助金額 30,050千円)

③ 作柄安定技術等の導入の試み

平成28年度は、事業要望がなく事業は実施されなかった。

(補助金額 0千円)

第 10 節 果実輸出支援強化事業

（１）事業の実施経緯

国産果実の海外での需要を拡大するため、低コストで海外の消費者に提供することが出来る船便を利用し、品質を維持しながら安定的に供給する果実の海上輸送体制を確立するための取組を支援することとし、平成 28 年度から新たに実施した。

（２）事業の概要

国産果実を船便により低コストで安定的に品質を維持しながら海外の消費者に供給するために、リーファーコンテナの効率的な活用や、長時間輸送に適した鮮度保持技術・輸送資材の開発・実証への支援を行う。具体的な事業内容は以下のとおりである。

① 果実輸出効率化支援事業

リーファーコンテナ等の効率的な活用や輸出に取り組む産地の連携による混載輸送等の効率的な物流体制の構築に係る検討及び実証の取組への支援

ア 事業計画の策定、実態調査・実証試験の進捗管理等、本事業の取組を円滑かつ効果的に進めるための流通事業者、農業者団体、学識経験者、その他関係者を参加者とする検討会の開催

イ 検討会の結果を踏まえ、リーファーコンテナの往復利用や輸出先国及び輸出時

期が同一である産地の連携による混載輸送等効率的な物流実証試験の実施

ウ 報告書の作成

② 果実輸出鮮度保持技術導入支援事業

長時間輸送を可能とする鮮度保持技術や損傷防止資材等の開発に係る検討、検討結果を踏まえた技術等の開発・応用による試作等、開発・応用された鮮度保持・品質劣化防止技術の実証の取組への支援

ア 事業計画の策定、試作品の開発及び実証試験の進捗管理等、本事業の取組を円滑かつ効果的に進めるための流通事業者、農業者団体、学識経験者、その他関係者を参加者とする検討会の開催

イ 検討会の結果を踏まえた、鮮度保持技術の開発、資機材の試作品の製作

ウ 開発・応用された鮮度保持・品質劣化防止技術、資機材の試作品の実証試験

エ 報告書の作成

（３）事業の実績

平成 28 年度は、リーファーコンテナを用いた海上輸送の実証や高機能吸着剤と光触媒技術の融合による鮮度保持技術の実証を行う 3 団体に対して補助した。

（補助金額 16,541 千円）

第11節 パインアップル構造改革特別対策事業

(1) 事業の実施経緯

パインアップル対策については、昭和63年度に協会に一括造成されたパインアップル対策基金を財源として、パインアップルの種苗対策、栽培管理対策、流通対策、加工対策、消費拡大対策、需給対策、生食用パインアップル出荷促進対策からなるパインアップル産業活性化特別対策事業が平成18年度まで実施されてきた。

平成19年度から、従来の加工原料供給を維持しつつ、収益性の高い生食用の生産拡大を図るとともに、需要の更なる拡大を計画的・集中的に図るため、①パインアップル優良種苗緊急増殖供給事業、②パインアップル産地構造改革事業、③パインアップル新需要開発推進事業からなるパインアップル構造改革特別対策事業を実施していたが、平成25年度から(一社)日本パインアップル缶詰協会が実施していた③について、農林水産省の他事業に移管された。

(2) 事業の概要

① パインアップル優良種苗緊急増殖供給事業

品質向上及び栽培農家の経営安定を図るため、優良種苗の効率的な増殖、育苗及び種苗の配布並びにこれに必要な施設・機械の整備等を実施する事業である。

② パインアップル産地構造改革事業

産地における担い手の育成を図りつつ加工原料供給を主体とした産地構造から生食用と加工用のバランスのとれた産地構造に転換する事業である。

③ パインアップル新需要開発推進事業

生食及び調製品の需要拡大を進め、需給の改善を図るため、新需要の創造及び効果的な消費宣伝を実施する事業である。

(3) 事業の実績

平成24年度から平成28年度までの事業の実績は以下のとおりである。

① パインアップル優良種苗緊急増殖供給事業

平成24年度から平成28年度に、沖縄県農業協同組合が実施する優良母系株による輪切り増殖、生食専用品種の優良母茎確保等に補助した。

② パインアップル産地構造改革事業

平成24年度から平成25年度まで、沖縄県農業協同組合が実施する産地構造改革検討会の開催、生食用パインアップルの普及に係る指導、生分解性マルチの導入、低温・倒伏防止対策の実証展示、栽培マニュアル・栽培ごよみの配布等に補助した。

なお、平成26年度以降は、①の事業に優先的に取り組んだため、本事業は補助対象から除外された。

③ パインアップル新需要開発推進事業

平成24年度において、(一社)日本パインアップル缶詰協会が実施する新需要検討会の開催、新需要缶詰・新加工品の作製、パインアップル缶詰を食材とした料理コンテストの開催、雑誌広告・パンフレット等を通じての情報提供、イベントの開催による普及活動等に補助した。

第12節 外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業

(1) 事業の実施経緯

平成27年度補正予算において、TPP協定の大筋合意を受け、農政新時代の新たなステージを切り開いていく観点から、国産農産物等の需要フロンティアの開拓を図るため、産地と外食産業等との連携により国産農産物等を原材料とした新商品の開発を推進する取組を支援する事業が創設された。また、平成28年度補正予算でも引き続き措置された。

事業の実施に当たっては、当協会が、農林水産省が公募する事業実施全国団体に応募・承認を受け、青果物（果物、野菜）分野の事業運営を担当している。

(2) 事業の概要

ア 生産者と外食・加工業者等との連携体制の構築等

国産農産物等を活用した新商品の開発等を推進するため、全国推進会議の開催、公募選考会の開催、生産者等とのマッチング会等の実施及び新商品開発等のための専門家による助言及び指導を当協会が実施する。

イ 外食・加工業者等による新商品の

開発等

新商品の開発・製造・販売を行う外食・加工業者等が行う、新商品の開発・試作、製造等に必要な機械の開発・改良、新商品のプロモーション及び原料原産地表示の促進に要する経費に補助（機械の開発・改良等は補助率1/2、その他は定額）する。

(3) 事業の実施状況

ア 平成27年度補正予算関係

① 生産者と外食・加工業者等との連携体制の構築等

（支出額 23,565千円）

② 外食・加工業者等による新商品の開発等

（支出額 440,402千円）

イ 平成28年度補正予算関係

① 生産者と外食・加工業者等との連携体制の構築等

（事業実施中）

② 外食・加工業者等による新商品の開発等

（事業実施中）

第13節 調査研究事業

1. 国内関係調査事業

(1) 果樹経営構造動向調査 (平成24年度)

2010年農林業センサス調査結果によれば、

果樹農業は一部に経営規模を拡大する動きも見られるが、担い手の高齢化や果樹栽培面積の減少等が進展し、果樹経営の体質強化が緊急の課題となっている。また、果樹農業をとりまく状況は、TPP交渉やFTA交渉の動き

が活発化しており、農業のグローバル化の一層の進展への対応が急務となっている。

そこで、果樹農業の将来のあるべき姿を明らかにしつつ、果樹経営の進むべき方向と必要な対応策を検討するため、学識経験者等による研究会の開催と統計調査や優良事例の分析等を行う本調査を、(一財)農林統計協会に委託して実施した。

平成24年度は、農業経営統計調査、優良事例調査等を活用して、果樹経営の品目別、規模別、年次別等の収益性、労働時間、生産コスト、収量等を解析し、今後の果樹経営のあるべき姿を検討するとともに、近年の果樹生産の推移を踏まえ将来の果樹生産の姿を推計し、必要な対応策等を検討した。

これらの調査結果については、果樹農業振興に関する各種計画の策定及び果樹経営支援対策事業等の推進に資するため、地域の果樹関係者に広く提供した。

① 検討委員会の開催

(一財)農林統計協会が、学識経験者等で構成する検討委員会を設置、2回開催し、調査の設計、成果等の検討を行った。

② 果樹経営分析調査

今後の果樹経営のあるべき姿を明らかにするとともに、必要な対応策等の検討に資するため、平成23年度に実施した果樹生産構造分析調査結果を踏まえ、下記調査を行った。

ア 農業経営統計調査等により、果樹経営の品目別、規模別、地域別、経営主体別、栽培形態別の収益性(労働時間、収量、粗収益、生産コスト、所得等)を解析し、果樹農業の収益構造を明らかにし、品目別、地域別等のあるべき姿の検討を行った。

イ コーホート分析、マルコフ過程分析、

回帰分析等を用いて、将来の品目別の果樹農家数、規模別農家数・面積シェア、農業従事者数とその平均年齢等の推計を行う「構造予測分析」とともに、将来の果樹の品目別栽培面積、生産量等の推計を行った。

(事業費 1,617 千円)

(2) 果樹産地経営構造動向調査

(平成25年度)

経営支援対策事業は平成19年度～22年度を第1期、平成23年度～26年度を第2期として、果樹産地計画に基づくハード対策として改植、小規模基盤整備(園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良等)、排水・かん水施設などの整備を行うとともに、ソフト対策として労働力調整システム、担い手支援情報システムの構築等が実施されてきた。また、第2期からは、未収益期間支援事業が並行して実施され、担い手への支援対策が強化された。今後は、これまで培われた実績を更に発展させる必要がある。

そこで、これまでの実施地区における各種整備や担い手への園地集積状況につき、産地協議会を対象にアンケート調査や学識経験者による現地調査を行い、その実態を把握し、事業の効果と産地の構造改革状況等を明らかにし、それらの結果を基に今後の事業の遂行に当たっての課題を摘出するため、本調査を実施した。

① 調査検討会の開催

学識経験者、生産・流通関係団体を構成委員とする検討会を設置、3回開催し、必要な調査内容の決定、とりまとめの検討を行った。

② 経営支援事業地区についての産地動向、果樹経営分析等

(一財)農林統計協会に委託し、経営支援事業に取り組んだ果樹産地協議会を対象に、協議会事務局へのアンケート調査及び現地調査を行った。

(事業費 5,591 千円)

(3) 果樹産地発展要因分析調査

(平成26年度)

果樹栽培面積は、過去 10 年間で大幅に減少し、その結果、収穫量も低い水準となり、消費者ニーズに応えた果実の国内生産の維持が大きな危機に面している。また、平成 24 年度構造調査の単純トレンド予測では、何らかの対応策をとらない場合には、果樹の栽培面積は 10 年後に約 2 割減と予測している。

このような果樹生産の大幅な減少は、果樹産地における担い手の減少と高齢化、傾斜地等の不利な立地条件、基盤整備の遅れ、消費者ニーズに即した品種の導入の遅れ、販売価格の低迷など、産地毎に多くの原因が考えられる。各産地においては、これらの不利な条件を克服するための様々な努力が行われているところであるが、今後、果樹対策事業の的確な実施等のためには、各産地の置かれている条件を明確に把握し、それに見合った適切な対応策を検討していくことが不可欠である。

そこで果樹産地の発展を図り、果実生産の維持拡大を図るため、果樹産地毎の生産減少とその要因を解析し、必要な対応策を検討する本調査を、(一財)農林統計協会に委託して実施した。

① 推進委員会の開催

学識経験者等で構成する推進委員会を設置、3 回開催し、調査計画及び結果の検討を行った。

② 果樹生産力構造指標

柑橘類、りんご、落葉果実の主要産地を対象に、過去のセンサスをはじめ各種調査データを活用するとともに、補完的なアンケート調査等を実施し、産地の立地条件・農家概況、担い手等の状況、樹園地の生産条件、労働力、販売関係の指標を整備した。

③ 相関分析

樹園地面積増減率と樹園地のある農家数減少率との相関分析を行い、産地の変動要因、発展要因を解析した。

④ 発展要因分析

産地において将来用いることのできる資源がいかに関保されているかという観点から、産地の発展要因、将来性を規定すると思われる指標を選定し、数値の基準化を行った上で産地の順位付けを行った。

⑤ 発展要因解析のその他の手法

上記③の相関分析の結果を用いて産地を類型化し、産地発展要因のクラスター分析を行った。また、②の果樹生産力構造指標を用いて主成分分析を行った。

(事業費 2,449 千円)

(4) 果樹産地生産構造動向分析調査

(平成27年度)

平成 27 年 4 月に公表された果樹農業振興基本方針に基づき、今後、都道府県の果樹農業振興計画や果樹産地構造改革計画の策定・見直しが図られ、これらを踏まえて、果樹経営支援対策事業等の果実等生産出荷安定対策事業が実施されることになる。

これらの計画の策定・見直しに当たっては、生産・流通・消費動向など国内外の果樹を取り巻く情勢を的確に捉えた検討を行う必要があり、果樹産地としての当該地域の特徴を

明確にして産地として発展していく条件を明らかにするとともに、新たな品種や技術、目標とすべき具体的な経営事例の提供などが必要とされる。

そこで、2015年調査の農林業センサス結果の取りまとめ状況を踏まえ、過去のセンサスデータと併せ果樹農業の生産構造を道府県・主産地別、時系列的に分析を行うとともに、果実産出額の推移等他のデータも加え主産地の今後の動向等を考察し、産地の発展の条件を提示するため、(一財)農林統計協会に委託して本調査を実施した。

調査結果については、果樹農業振興に関する各種計画の策定及び果樹経営支援対策事業の推進に資するため、果樹産地構造改革計画の策定主体など地域の果樹関係者に広く提供した。

① 検討委員会の開催

当協会が学識経験者からなる委員会を設置、3回開催し、調査対象の選定、調査方法・内容の検討、調査結果の分析のとりまとめを行った。

② 農林業センサスを用いた果樹生産力構造指標分析調査

2015年農林業センサス結果のうち、樹園地のある経営体、樹園地面積、1経営体当たり樹園地面積を用いて、果樹産地協議会単位に近年の動向、果樹主要県別の動向を分析した。

③ 大規模果樹経営実態調査

ぶどう、かき、もも、うめを栽培する大規模果樹経営について、アンケート調査、現地調査を行うとともに、経営分析等を行った。

(事業費 4,417 千円)

(5) 果樹生産構造分析調査

(平成28年度)

果樹農業振興基本方針に即して、都道府県の果樹農業振興計画や果樹産地構造改革計画が順次策定されており、平成28年度からは果樹農業好循環形成総合対策事業が実施されることとなっている。

事業の実施に当たっては、生産・流通・消費動向など国内外の果樹を取り巻く情勢を的確に捉えた検討を行う必要があり、地域の特徴を明確にして果樹産地として発展していくための条件を明らかにするとともに、新たな品種や技術、目標とすべき具体的な経営事例の提供などが必要とされる。

そこで、2015年農林業センサス結果の公表を踏まえ、過去のセンサスデータと併せ果樹農業の生産構造を道府県・主産地別、時系列的に分析を行うとともに、果実産出額の推移等のデータも加え、主産地の今後の動向等を考察し、産地の発展の条件を提示するため、(一財)農林統計協会に委託して本調査を実施した。

調査の結果については、果樹農業振興に関する各種計画の策定及び果樹対策の推進に資するため、地域の果樹関係者に広く提供した。

① 検討委員会の開催

当協会が学識経験者からなる委員会を設置、3回開催し、調査対象の選定、調査方法・内容の検討、調査結果の分析のとりまとめを行った。

② 農林業センサスを用いた果樹生産力構造指標分析調査

2015年農林業センサスデータを用いて「果樹生産力構造指標」を全国の果樹産地協議会単位で整理・提供するとともに、果樹農業の

生産構造を産地別、時系列的に分析し、品目別果樹栽培面積、果実産出額の推移等他のデータも加え主産地の今後の動向等を考察し、産地の発展の条件を提示した。

(事業費 4,300 千円)

(6) 大規模果樹経営実態調査

(平成26年度)

我が国の果樹栽培面積、生産量等は近年減少傾向にあり、傾斜地等の園地条件に伴う機械化・省力化の遅れ、重要さを増す新栽培技術・新品種への対応、担い手の高齢化の進行等種々困難な課題に直面している状況にある。

また、経営体の育成という観点から、これまで果樹経営は労働集約的でかつ技術的な制約と相まって、生産性・収益性などにおいて、大規模層より中規模層が比較的優位とされてきた。

しかしながら、このような厳しい状況の中でも、経営規模の拡大により生産性の高い果樹農業を実践しているモデル的な事例も多数出現している。果樹栽培面積規模別の農家数をみると、2010年には、5年前に比べて、5～10ha 層では 22.5%増、10ha 層では、35.9%増と大幅に増加しており、経営規模おおむね 5ha 以上の大規模果樹経営は、水田等其他の品目に比べれば数は少ないものの、着実に増加している。

そこで、今後の大規模果樹経営の展開を促すための条件整備や施策の検討に資するため、これらの大規模経営について、その経営の現状とこれまでの発展過程、大規模での比較有利性実現の要因、経営及び技術等の課題、今後の展望、他の経営への波及可能性等について調査・分析・解析を行う本事業を、(一

財)農林統計協会に委託して実施した。

① 調査分析委員会の開催

学識経験者等からなる委員会を設置、3回開催し、調査対象経営の選択、調査方法・内容の検討、調査結果の分析・とりまとめを行った。

② 調査内容

うんしゅうみかん等のかんきつ類及びりんごの大規模果樹経営を対象に、アンケート調査、現地調査を行うとともに、経営分析等を行った。

(事業費 3,015 千円)

(7) 付加価値創造型果樹農業調査

(平成 26 年度)

近年、果樹産地や果樹経営においては、生食用果実の生産を軸としつつも、果実加工品の製造販売、ファーマーズマーケット等での直売、果樹のオーナー制を含む観光農園の展開、更には、コンビニなど新たな販売先や業務用需要との連携を図るなどの地域の条件に即した先進的な取組を通じて、果樹農業における「儲かる体質」を追及し、産地・経営の活性化を図っている事例が見られつつある。

一方、果樹農業を取り巻く環境は、TPP 交渉等国际化の更なる進展に加えて、担い手の減少と高齢化、消費の停滞等極めて厳しいものがあるなかで、上記の取組の広がりを通じて産地・経営の活性化が期待されている。

このため、これらの果樹農業の現場における多様な取組についてその実態と課題、成立条件、発展可能性などを把握するとともに、類型化し、投資額や付加価値額等を解析することにより、産地や個別経営の新たな取組の展開に資することとして付加価値創造型果

樹農業調査を農産物流通技術研究会に委託して実施した。

(事業費 4,512 千円)

(8) 高付加価値型果樹経営動向踏査 (平成 27 年度)

当協会では平成 11 年度から「全国果樹技術・経営コンクール」を実施し、優良な事例が蓄積されている。

このため、平成 26 年度に実施した付加価値創造型果樹農業調査の成果を踏まえ、コンクールで表彰された多様な取組等を対象に、その実態と課題、成立条件、発展可能性などを把握するとともに、経営発展の軌跡を類型化し、産地や個別経営の新たな取組モデルの策定に資することを狙いとして高付加価値型果樹経営動向調査を(株)食品・農水産物流通研究所に委託して実施した。

(事業費 3,967 千円)

(9) なしの安定生産に向けたなし花粉の 利用実態調査 (平成 28 年度)

なしはほとんどの品種が自家不和合性であり、なしの結実には他品種の花粉の受粉が必要であるため、生産現場では、受粉樹の混植により自家採取した花粉や輸入花粉を使用した人工授粉が広く実施されている。植物検疫統計によれば、近年の輸入花粉は中国産であるが、過去には中国側の輸出検疫強化による輸入遅滞、中国国内でのなし花粉の需要増加や天候不良により供給が不安定化するなど中国の国内事情により輸入環境が悪化する事態が発生したことがあった。今後も、病害虫の発生や天候不良等により、輸入環境の悪化が日本の国内産地のなし生産に影響

を及ぼすことが懸念される。

このため、国内における花粉の利用実態を把握するとともに、海外でのなし花粉の利用等の状況を把握し、なし花粉の安定供給に向けた対策の検討に資することを狙いとして、なしの安定生産に向けたなし花粉の利用実態調査を(一社)日本果樹種苗協会に委託して実施した。

なお、この調査の中では次に関する提言が行われた。

- ・ 授粉樹の植栽促進
- ・ 花粉採取用品種の選定
- ・ 花粉の製造等をJA等の組織が行っている優良事例の普及
- ・ 自家和合性品種の普及
- ・ 台湾原産の「横山梨」の利用の実証
- ・ 西洋なし花粉の利用可能性の検討

(事業費 3,574 千円)

(10) 果物の消費に関する調査 (平成 24 年度)

果物の消費に関するアンケート調査

全国の消費者(約 2,000 名)を対象に、果物に関する消費動向、消費形態、購買行動、「毎日くだもの 200 グラム」運動の普及状況等についてアンケート調査(インターネット調査)を(株)読売広告社に委託して実施した。

(事業費 1,940 千円)

(平成 25 年度)

果物消費拡大・普及啓発手法確立調査

これまでの果物の消費拡大に向けた普及啓発活動について、その手法と効果を検証するとともに、既存のアンケート調査結果等の分析及び他品目等の消費拡大手法を検証することとし、(株)読売広告社に委

託して実施した。

(事業費 3,003 千円)

(平成 26 年度)

果物の消費に関するアンケート調査

全国の消費者（約 2000 名）を対象に、果物に関する消費・購入状況等や果物の品種についてのアンケート調査（インターネット調査）を行うとともに、「品種で売る」取組について生産者団体や流通・小売業者に対してヒアリング調査を行うこととし、(株)読売広告社に委託して実施した。

また、外部の学識経験者を含めた検討会を設置し、調査の設計、調査結果の取りまとめ等について検討を行った。

(事業費 2,963 千円)

(平成 27 年度)

果物の消費に関する調査

働き盛り世代（20～40 歳代）での果物消費が落ち込む要因を探るため、既婚・未婚、職業別等生活スタイルの違いに着目して、果物の消費・購買行動についてのアンケート調査（全国約 2000 名へのインターネット調査）を行うとともに、果物の新たな提供場面として期待される社員食堂運営会社、フレッシュジュース提供業者、カットフルーツ製造業者に対してヒアリング調査を行うこととし、(株)読売広告社に委託して実施した。

また、外部の学識経験者を含めた検討会を設置し、調査の設計、調査結果の取りまとめ等について検討を行った。

(事業費 2,878 千円)

(平成 28 年度)

果物の消費に関する調査

果物消費が落ち込む若者層の中でも比較的高い消費水準を維持している果物消

費層（いわゆる「果物好き」）の食習慣が形成される背景を探るため、全国の 20～30 歳代の消費者（約 2000 名）に対する幼少期の食習慣や食教育に関するアンケート調査（インターネット調査）を行うとともに、食育の現場で活躍している栄養士や栄養教諭等へのヒアリング調査を行うこととし、(株)読売広告社に委託して実施した。

また、外部の学識経験者を含めた検討会を設置し、調査の設計、調査結果の取りまとめ等について検討を行った。

(事業費 2,914 千円)

(11) 生鮮果実価格形成要因分析調査

(平成25年度)

ア 果実価格動向解析調査

主要果実の市場における需給状況を数量的に解析し、価格要因を析出しようとする試みは、既に多くの先行研究・調査事業等において実施されてきた。

そこで、これらの成果を現段階において総合的・批判的にレビューし、実践的に有効な分析方法を提示し、この分析方法を市場需給状況と家計消費情報に関するデータベースに適用し、主要果実の市場レベル・家計レベルにおける需給状況を数量的に解析するため、本調査を筑波大学に委託して実施した。

① データベースの構築

最新の市場需給状況と家計消費情報に関するデータベースを構築し、主要果実の価格動向について統計的な検証を行った。

② 対応策の検討

検証を踏まえ、市場対応・産地支援等を目的とした対応策の実現可能性を検討した。

イ 果樹産地差別化戦略調査

うんしゅうみかんやりんごについて、価格

が低落している時期においても、高品質果実の出荷や販売戦略の創意工夫により、他産地よりも相対的に高価格を維持している優れた産地の差別化戦略やその実施体制を明らかにし、他産地の取組の促進に資するため、本調査を一般社団法人食品需給研究センターに委託して実施した。

① うんしゅうみかん

静岡、和歌山、広島、愛媛、長崎、熊本の6県の9団体を優良産地としてヒアリング調査を行った。また、卸売価格差の要因分析のため、6県に福岡を加えた7県にアンケート調査を行った。

② りんご

青森、岩手、長野の3県の6団体を優良産地としてヒアリング調査を行った。また、卸売価格差の要因分析のため、3県に山形を加え4県の25団体にアンケート調査を行った。
(事業費 4,677 千円)

2. 果樹農業研究会

(平成24年度)

我が国の果樹農業は、担い手の高齢化や果樹栽培面積の減少等が進展し、果樹経営の体質強化が緊急の課題となっているとともに、TPP 交渉等の動きが活発化し、農業のグローバル化の一層の進展への対応が急務となっている。

そこで、果樹農業の将来のあるべき姿を明らかにし、果樹経営の進むべき方向と必要な対応策を検討するため、平成24年度「果樹経営構造動向調査」の一環として研究会を開催した。

研究会は、元(独)農研機構理事 梶浦一郎氏、三重大学大学院資源学研究科准教授 徳

田博美氏及び(独)農研機構東北農業研究センター主任研究員 長谷川啓哉氏を委員とし、第1回研究会(8月31日)では(株)とやま農園代表取締役 外山徳彦氏に、第2回研究会(10月5日)では(株)みかん職人武田屋代表取締役社長 武田敦年氏に、第3回研究会(12月17日)では(有)せいの農園代表取締役社長 清野俊博氏にご講話頂いた。

講話及び討論の概要を報告書として取りまとめ公表した。

(事業費 873 千円)

(平成25年度)

生鮮果実の販売環境は依然として厳しい状況にあるうえ、うんしゅうみかんでは表年・裏年にかかわらず需給均衡がくずれ、価格が低落し、緊急需給調整特別対策の実施を余儀なくされることもある。果実の価格形成にあたっては、果実全体の需給動向やそれぞれの果実の品質等が相当な影響を与えるものと考えられる。

そこで、主要果実の時期別出回り量等と価格動向の関係等を解析検討し、うんしゅうみかんをはじめとする生鮮果実の需給及び価格安定化を図るための課題を摘出するとともに、価格が低落している時期にもかかわらず、高品質果実の出荷や販売戦略の創意工夫により、他産地よりも相対的に高価格を維持している優れた産地について、産地の差別化戦略やその実施体制を明らかにし、他産地の取組の促進に資するため、「生鮮果実価格形成要因分析調査」の一環として果樹農業研究会を開催した。

研究会は、(一社)日本果樹種苗協会専務理事 駒村研三氏、日本園芸農業協同組合連合会専務理事 鈴木忠氏及び筑波大学生命環境系准教授 松下秀介氏を委員とし、第1回研

研究会（9月26日）では(有)平田観光農園代表取締役 平田克明氏に、第2回研究会（11月8日）ではJA松本ハイランド営農部長 小笠原寛氏及び長野県農政部園芸畜産課 小林健次氏に、第3回研究会（12月4日）ではJAにしよう販売部長 濱田賢資氏及び愛媛県農政部園芸畜産課 黒田健次氏にご講話頂いた。

講話及び討論の概要を報告書として取りまとめ公表した。

（事業費 735 千円）

（平成 26 年度）

我が国の果樹栽培面積、生産量等は近年減少傾向にあり、傾斜地等の園地条件から機械化・省力化の遅れ、担い手の高齢化の進行等も含めて種々困難な課題に直面しているが、このような厳しい状況の中でも、経営規模の拡大により生産性の高い果樹農業を実践している事例も多数出現しており、大規模果樹経営は、着実に増加している。

そこで、「大規模果樹経営実態調査」事業を実施するとともに、今後の大規模経営の展開のための条件整備や施策の検討に資するため、果樹経営体、学識経験者等の参加を得て、果樹農業の課題や今後の果樹対策の方向等について議論を行う果樹農業研究会を開催した。

研究会は、(一社)果樹種苗協会専務理事 駒村研三氏、日本園芸農業協同組合連合会専務理事 鈴木忠氏、国立大学法人三重大学大学院生物資源学研究科教授 徳田博美氏及び(独)農研機構東北農業研究センター主任研究員 長谷川啓哉氏を委員とし、第1回研究会（7月10日）では座長の選出及び運営スケジュールの承認を行い、第2回研究会（9月8日）では(株)早和果樹園代表取締役 秋

竹新吾氏及び富士通(株) Akisai ビジネス部 川井大輔氏に、第3回研究会（11月10日）では(有)安曇野ファミリー農産代表取締役 仲村隆宣氏に、第4回研究会（1月9日）では(有)ピーチ専科ヤマシタ代表取締役 山下一公氏にご講話頂いた。

講話及び討論の概要を報告書として取りまとめ公表した。

（事業費 929 千円）

（平成 27 年度）

新たな果樹農業振興基本方針等に基づき、今後、都道府県の果樹農業振興計画や果樹産地構造改革計画の策定・見直しが図られ、これらを踏まえて、果樹経営支援対策事業等の果実等生産出荷安定対策事業が実施されることになる。

これらの計画の見直し・策定に当たっては、生産・流通・消費動向など国内外の果樹を取り巻く情勢を的確に捉えた検討を行う必要がある。

そこで、「果樹産地生産構造動向分析調査」事業を実施するとともに、国内外の市場を見据えた今後の果樹経営のあり方と必要な対応の検討を行うため、学識経験者等の参加を得て、果実の輸出入に関する現状や課題、国・民間が行っている対応策の今後の方向等について議論を行う果樹農業研究会を開催した。

研究会は、(一社)日本果樹種苗協会専務理事 駒村研三氏、日本園芸農業協同組合連合会専務理事 鈴木忠氏、国立大学法人三重大学大学院生物資源学研究科教授 徳田博美氏及び(独)農研機構東北農業研究センター主任研究員 長谷川啓哉氏を委員とし、第1回研究会（10月9日）では農林水産省食料産業局輸出促進課専門官 加藤靖之氏、同省生産

局園芸作物課課長補佐 反町俊哉氏及び日本園芸農業協同組合連合会参事 鈴木秀明氏に、第2回研究会（12月18日）ではゼスプリ・インターナショナル・ジャパン営業統括部長 佐藤真史氏、共栄大学国際経営学部准教授 中村哲也氏及びJETRO農林産品支援課課長補佐 吉村優美子氏に、第3回研究会（1月15日）ではヤマノ アンド アソシエイツ代表取締役 武田寿郎氏及び農林水産省消費・安全局植物防疫課国際検疫調整官 横地洋氏にご講話頂いた。

講話及び討論の概要を報告書として取りまとめ公表した。

（事業費 792 千円）

（平成28年度）

農産物の輸出促進は大きな政策課題となっており、平成27年4月に策定された新たな果樹農業振興基本方針においても、「青果物の輸出拡大方針」に基づき、果樹農業者が利益を得られ、農業者所得が向上することを念頭に、オールジャパン体制を構築し、「ジャパン・ブランド」の確立を通じて、その拡大を戦略的に進めていくことが重要と整理され、青果物に関する輸出団体も設立されている。当協会も、国産果実の海外での需要を拡大するため、果実輸出支援強化事業を実施している。

そこで、学識経験者等の参加を得て果樹農業研究会を開催し、生産出荷団体等が果実の輸出に取り組むための実践的な入門書の取りまとめを行った。

研究会は、(一社)日本果樹種苗協会専務理事 駒村研三氏、日本園芸農業協同組合連合会専務理事 鈴木忠氏、三重大学大学院生物資源学研究科教授 徳田博美氏、(独)農研機構東北農業研究センター主任研究員 長谷川

啓哉氏、JETRO 農林産品支援課課長 中島潔氏、日本青果物輸出促進協議会事務局長 荻野英明氏、(独)農研機構食農ビジネス推進センター上級研究員 後藤一寿氏、東京青果株式会社経営戦略室副部長 堀内知之氏、(一社)青森県りんご対策協議会事務局長 高澤至氏、コファスジャパン信用保険会社バイスプレジデント 高橋晋人氏、ヤマノ アンド アソシエイツ代表 武田寿郎氏、全国農業協同組合中央会農業対策部畜産園芸対策課長 藤巻美由紀氏及び全国農業協同組合連合会園芸総合対策部次長 堀田由人氏を委員とし、第1回研究会（11月11日）では農林水産省食料産業局輸出促進課課長補佐 澤井弘行氏、同省生産局園芸作物課課長補佐 佐藤京子氏及びコファスジャパン信用保険会社バイスプレジデント 高橋 晋人氏に、第2回研究会（12月2日）では(一社)青森県りんご対策協議会事務局長 高澤至氏、日本青果物輸出促進協議会事務局長 荻野英明氏及び JETRO 農林産品支援課課長 中島潔氏に、第3回研究会（12月10日）では全国ブドウ産地協議会事務局長 中村正樹氏及び農研機構食農ビジネス推進センター上級研究員 後藤一寿氏にご講話頂いた。

「果実輸出取引入門」を取りまとめて公表したほか、講話及び討論の概要を報告書として取りまとめ公表した。

（事業費 1,202 千円）

3. 全国果樹技術・経営コンクール

本コンクールは、全国の果樹産地において、困難な諸条件を克服しつつ独自の創意工夫により高い水準の技術・経営を達成し、他の模範となっている先進的な果樹農業者の努

力の過程やその成果を幅広く収集し、優れた果樹農業者等を顕彰するとともに、その成果を広く紹介することにより、果樹農業者の意識の啓発と果樹農業の振興・発展に資することを目的として実施している。

主催は、全国農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会、日本園芸農業協同組合、全国果樹研究連合会、当協会の5団体であり、平成11年の第1回コンクール以降毎年度開催されてきている。具体的には、都道府県段階の第一次審査を経て中央（全国）段階に推薦のあった応募者（団体）について最終審査を行い、農林水産大臣賞4点、生産局長賞6点、全国農業協同組合中央会会長賞2点、全国農業協同組合連合会会長賞2点、日本園芸農業協同組合連合会会長賞2点、全国果樹研究連合会会長賞1点、中央果実協会理事長賞1点を基本に表彰を行うとともに、全国果樹技術・経営コンクール受賞者の概要を取りまとめた冊子に関係方面に配布している。

平成24～28年度の中央（全国）段階への推薦・応募数及び農林水産大臣賞受賞者は次のとおりである。

（平成24年度）

推薦・応募数19（うち団体6）

○栃木県 山口幸夫・山口美輝氏
（日本なし）

○奈良県 上西正晃・上西仁美氏
（かき、キウイフルーツ他）

○和歌山県 稲住昌広・稲住由季氏
（うんしゅうみかん）

○山梨県 フルーツ山梨農業協同組合
菱山支所露地ブドウ部（ぶどう）

（平成25年度）

推薦・応募数18（うち団体6）

○青森県 木村才樹氏（りんご他）

○山梨県 広瀬金重・広瀬寿美恵氏
（ぶどう）

○静岡県 後藤剛・後藤美和子氏
（うんしゅうみかん）

○和歌山県 ながみね農業協同組合下津
柑橘部会（うんしゅうみかん他）

（平成26年度）

推薦・応募数20（うち団体9）

○福島県 斎藤栄慶・斎藤智美氏
（もも、りんご他）

○大分県 小野次信・小野幸子（ぶどう）

○福岡県 福岡八女農業協同組合なし部
会（日本なし）

○熊本県 熊本宇城農業協同組合柑橘部
会（うんしゅうみかん、不知火）

（平成27年度）

推薦・応募数18（うち団体4）

○和歌山県 中垣芳久・中垣加代氏
（かき・キウイフルーツ他）

○長崎県 永田茂文・永田将子氏
（うんしゅうみかん）

○宮崎県 藤元学・藤元美紀氏（マンゴー）

○山形県 さがえ西村山さくらんぼ部会
（おうとう）

（平成28年度）

推薦・応募数27（うち団体10）

○新潟県 有限会社白根グレープガーデ
ン 笠原節夫・笠原秀子氏
（ぶどう他）

○大阪府 中村恵俊・中村公子氏（ぶどう）

○佐賀県 立石好之・立石美紀氏
（うんしゅうみかん）

○静岡県 三ヶ日町柑橘出荷組合
（うんしゅうみかん）

事業費（平成24年度：2,688千円）
（平成25年度：2,832千円）

(平成26年度：3,227千円)

(平成27年度：2,909千円)

(平成28年度：4,886千円)

4. 海外果樹農業情報収集提供事業

(1) 事業の実施概要

輸入自由化等の進展により外国産の果実及びその加工品が我が国果樹産業に大きな影響を与えている。このような我が国果樹産業を取り巻く環境の変化に対応して平成3年度から本事業を実施し、海外における果実及びその加工品の生産・流通・加工及び消費等に関する情報を収集し、関係機関・団体等に対して提供することにより、我が国果樹産業の活性化、振興及び果実の需給・価格の安定のほか輸出の振興を図ってきている。

平成24年度から平成28年度の5年間における事業の実施状況は下記(2)の通りであるが、各年度別の支出額の推移及び5年間の合計支出額は表1のとおりである。

表1 海外果樹農業情報収集・提供事業の

事業支出額 (単位：千円)

年 度	事業支出額
平成24年度	4,832
平成25年度	3,535
平成26年度	4,301
平成27年度	3,012
平成28年度	3,555
合 計	19,234

(2) 事業の概要

① 海外果樹農業情報の収集

主要国における果実及びその加工品の生産・流通及び消費事情等に関する情報を把握するため、基礎的統計情報及び専門的な分析情報の収集を行うとともに、海外の調査研究機関、学識経験者等への委託調査等を実施し

た。その他、海外の公的機関発行の統計資料、専門誌等を通じて、海外の果実の生産・流通事情の把握を行った。

このうち、委託調査の年度別実績は次のとおりである。

- ・平成24年度は「中国におけるモモの生産・流通・消費調査」等計2件を実施した。
- ・平成25年度は「台湾における日本産果実の流通状況及び輸入に関連する規則等に係る調査」を実施した。
- ・平成26年度は「台湾における日本産果実の流通及び輸入促進に向けた諸課題に係る調査」を実施した。
- ・平成27年度は、「台湾における日本産食品の輸入規制強化にともなう日本産果実の流通への影響に係る調査」を実施した。
- ・平成28年度は、「台湾における日本産果実の流通状況及び輸入促進に向けた諸課題に関する調査」を実施した。

② 海外現地情報収集網の活用

海外における果樹農業事情の迅速な把握を行うため、世界の主要果実生産国及び果実貿易の面で我が国と関係の深い国・地域において、現地の学識経験者を現地情報調査員として委嘱し、定期及び適時に的確な情報の収集を行った。

なお、平成24年度から28年度の5年間における現地情報調査員の設置状況は表2のとおりである。

表2 現地情報調査員の設置状況

国・地域	24年	25年	26年	27年	28年
米 国	1	1	1	0	0
豪 州	1	1	1	1	1
フ ラ ン ス	1	1	1	1	1
タ イ	1	1	1	1	1

(注) 数字は委嘱した現地情報調査員数。

③ 海外現地調査の実施

海外における果実及びその加工品に関する基礎的情報の収集及び専門的な分析調査並びに最新の現地事情を把握するため、国内の専門家あるいは当協会職員による現地調査を行った。

現地調査については、海外の果樹の主要国の果樹農業・政策実態を調査するとともに、国際会議等への出席を通じて実情を把握した。年度別実績は次のとおりである。

- ・平成 24 年度は、米国の果樹政策及び経営安定対策について実態調査を実施した。
- ・平成 25 年度は、フランス及びドイツにおける果実及び果実加工品に関し、機能性研究の実情、果実加工品の産業実態等の調査を実施した。
- ・平成 26 年度は、ニュージーランド及びオーストラリアの果樹農業に関する実態調査を実施するとともに、香港において開催されたアジア・フルーツ・コンGRESSに出席し、果実市場の最新動向に関する情報収集を行った。
- ・平成 27 年度は、香港において開催されたアジア・フルーツ・コンGRESSに出席し、果実市場の最新動向に関する情報収集を行った。
- ・平成 28 年度は、カンボジアに対する我が国からのぶどう輸出に関する可能性調査、台湾におけるなしの栽培状況調査を実施するとともに、香港において開催されたアジア・フルーツ・コンGRESSに出席し、果実市場の最新動向に関する情報収集を行った。

④ 海外果樹農業情報の提供

以上のような方法により収集した各種情報のうち、委託調査、各種情報分析結果等については「調査報告書」としてとりまとめた。

また、現地情報調査員からの報告、海外の公的機関発行の統計資料、専門誌等から得た情報、現地調査結果等については、2011 年（平成 23 年）から「海外果樹農業ニュースレター」としてとりまとめ、広く関係機関・団体等に配布した。また、トピックス的な情報についてはメール等を通じて「海外の果樹産業ニュース」として、適宜、主な関係機関・団体等に提供した。

5. 県基金協会等推進交付金 (都道府県推進事務費)

(1) 事業の実施経緯

平成 22 年度から調査研究事業の中で、道府県基金協会等の業務の円滑化及び果樹に関する情報の収集提供に要する経費に対し、推進交付金を交付してきた。

平成 27 年度から調査研究事業の事業実施主体が公募されることとなったため、指定法人等事務管理経費に組み替えられ、都道府県推進事務費として交付することとなった。

(2) 事業の実績

① 平成 24～26 年度

需給調整対策及び果実需要拡大対策等に係る業務の円滑な推進を図るとともに、果樹情報収集、果樹産地の活性化等の推進を図るため、29 道府県基金協会等に対し、推進交付金を交付した。

平成 24 年度（交付額 49,216 千円）

平成 25 年度（交付額 48,275 千円）

平成 26 年度（交付額 49,321 千円）

② 平成 27・28 年度

需給調整対策及び果実需要拡大対策、全国果樹技術・経営コンクール等に係る業務

の円滑な推進を図るため、29 道県基金協会等に対し、都道府県推進事務費を交付した。

平成 27 年度（交付額 44,630 千円）

平成 28 年度（交付額 44,641 千円）

第 14 節 食育の取組

1. 食育実践活動推進事業

当協会をはじめ関係 3 団体で設立した「うるおいのある食生活推進協議会」が農林水産省の補助事業である平成 24 年度食育実践活動推進事業に応募し採択され、当協会は事務局として以下の取組により「食事バランスガイド」と「毎日くだもの 200 グラム運動」の普及・啓発を行った。

① 成人男性参加型「ヘルシーメニュー教室」

食への関心の薄い成人男性等を対象に、食生活改善を目的とした料理教室を開催し、食育に精通した専門家を派遣して食育セミナー及び料理講習を全国で 8 回実施した。また、ホームページ等に掲載し、広く普及した。

② 大学公開講座等で「スマート朝食講座」

学生や市民を対象にした公開講座等に研究所の専門家を派遣し、「食生活指針」と朝食の重要性、果物の持つ健康機能性等及びバランスのとれた食生活について、セミナーを全国で 3 回実施した。

（うるおいのある食生活推進協議会

関係事業費 7,930 千円）

（うち当協会関係事業費 2,058 千円）

2. 食育関係業務の実施

（1）「毎日くだもの 200 グラムメールマガジン」の発信

果物を毎日の食生活に欠かせない品目として定着させるため、広く国民を対象に、果物の食品としての魅力や毎日食することの必要性並びに摂取目標量、摂取方法等について分かりやすく解説したメールマガジンを隔週、配信した。

（2）果物に関する食育セミナー等の実施

管理栄養士を養成している大学等で果物に関する食育セミナー等を開催し、「毎日くだもの 200 グラム運動」の普及・啓発を行った。

（3）イベントへの出展

農林水産祭「実りのフェスティバル」でのブース出展による普及啓発活動を行った。

（4）ホームページの運営

「果物ではじめる健康生活 毎日くだもの 200 グラム！」において、200 グラム運動啓発資材・ロゴマークの紹介、果物の栄養素と健康効果、果物の旬と選び方、果物レシピ、果物事典、果樹の主要産地、各種果物のデータ等様々な情報を発信した。